



## 割地制度——外から見た面白さ、中から見た複雑さ

フィリップ・C・ブラウン

### I 「割地」の定義と研究史

いうまでもない事かも知れないが、割地と呼んでいる現象は、一つの統一された制度ではなく、様々な多様性があるため、割地を一般化するの是非常に難しいことである。三つ、四つのポイントだけ示せば、(a) 割替え期間——具体的には、一年ごとの割替えから長くは二十年以上に及ぶ交換、さらには、洪水・山崩れごとに実施するといった違いがある。(b) 割地の目的——年貢・小掛を公平に分担する、また、成人男性が不在の間に、子供、老人、妻たちの生活が成り立つように耕作地を分配する(沖縄九高島) ケースもあれば、藩の行政目的(農業労働を守る、年貢米の支払いを確保する等)にそったケースもある。(c) 割地対象地——対象が畑だけか耕地全部か等により大きく差がある。(d) 明治期から見られる他の社会福祉手段と共に、割地を実施する例がある。さらに、時代により、同じ場所であってもその要素や目的等は違ってくる。

しかし、これら様々なパターンの中にも共通点がある。すなわち、耕地を圃引きや順番で交換する習慣である。

第二次世界大戦以前は、日本の割地制度が研究テーマとして一番よく取り上げられた時期である。内田銀蔵、中田薫、土屋喬雄、牧野信之助、小野武夫、古島敏雄などの著名な学者が積極的に割地制度に関する論文・著書を刊行しているが、その時期、全国の土地面積に占める割地の比率は少ないというのが通説であった。<sup>1)</sup> また戦前の研究の多くは、割地制度の起源を追究した。割地制度と水損地帯との関係、割地制度と古代の班田制度との関係、新田開発と割地制度との関係などを研究し、また割地制度と近世村落共同体との関係も検討された。そして、割地制度は地租改正で消滅したと広く思われてきた。

戦後の研究では、割地制度はあまり重視されていない。時々、研究者が割地制度に関する論文を発表するが、近世割地制度に関する本は一冊しかない。青野春水著「日本近世割地制史の研究」がそれである。<sup>2)</sup> 青野氏は割地制度の発展過程を研究した。その他に戦後の割地を研究する人は主に地方史歴史家である。<sup>3)</sup> そのためか、海外の歴史家は、割地の存在を知りえても、以上の意見と研究動向を受けて、割地を完全に無視している。<sup>4)</sup>

この割地制度の研究史をもう少し調べてみると、「割地」という現象は、それ程限られたものではなかったといえる。江戸時代に、藩の命令で割地を実施した地域の石高を合計すれば、全国石高のおよそ四分の一から三分の一を占める。これと村レベルで多く実施した地域（たとえば、越後国）とを加えるならば、江戸時代の石高のうちの三分の一以上の土地になるであろう。従って、これほど広く行われた土地所有制度を無視すべきではないと考える。

そこで、本稿では、海外から見てもなぜ割地制度が面白いかを説明した上で、特に村レベルの農業経営と割地制度の関係を論じたいと思う。これは、非常に論理的な視点である。その上で、主に同じ視点から、日本国内の割地のパターンの意義を少し考えてみたい。様々の具体的な例を取り上げること、社会的、経済的、政治的な要素を詳しく分

析できなくとも、割地における様々な形態と目的を十分に示すことができる。中でも最後に分析する岩手村の割地制度は、割地制度と自然条件の關係の複雑さと不明瞭さをよく示している。

## Ⅱ 外国からみた割地制度の面白さ

割地制度の存在を知った日本人の中には、日本近世社会の特殊な部分としてこれを捉える人も多いただろう。割地制度がわずかな地域だけで実施されたと思われているからである。

割地の様な現象に関して興味を持つ外国の研究者を特別な人と思うかもしれないが、実際はそうではない。アメリカの学会や研究会で割地制度に関して発表の機会を得ると、興味深いと思う人はかなりいる。珍しいものとして興味をもっているのではなくて、もっと広い立場で、次の二つの点が特に面白いと思われる。

一つは、世界史的な視野で、割地制度とそれに似た土地制度を比較する面白さである。日本では、比較史の分野は、かなり注目されており、比較史の方法についてもかなり話題になる。日本の大学では、新しい学科として比較文化学科が全国的に普及している。欧米では、比較文化・比較史は日本に比べてそれほど進んではないと思う。比較史を指している学問的な雑誌は、確かにあるが、数は少ない。また論文でも、二つの似かよったケースを検討して比較する論文や共同研究は非常に少ない。例えば、*Comparative Studies in Society and History* (社会と歴史の比較研究) はかなりよく知られており、質も非常に高い雑誌である。しかし、その題名にもかわらず、比較研究の方法で歴史的な問題を解決しようとする論文は珍しい。私が知るかぎり、アメリカにおいては、比較文化史の学科はあまりなく、

東洋史の科目についても日中韓の比較史的な考察は、一般的にいえばメインの観点ではない。アメリカでは、比較研究を取り上げる研究者は主に社会科学者である。こういう状況の中で、比較史の観点から見て割地制度は興味深いといっている人々は、比較史の具体的な構想をもっていないといえる。彼らが「比較史」といいたいのは、少し曖昧な意味で、割地制度と他の国の似ている制度を検討して比較し、共通点と異なる点を究明するという程度のことである。それでは、割地制度と似ている制度は、他の文化のどの制度と比較できるであろうか。実際は、様々な可能性がある。東洋の例として、中国古代の井田法とベトナムの共有田・公田制、洪徳均田制が挙げられる。中国の井田法は特に知られているが、このような古い時代の例の他に、最近の中国の経済私有化 ("privatization") 政策や地方における現代の割地制度らしい例も挙げられる。アジアの他にヨーロッパ・南米の例も挙げられる。ロシアでは、ミール(村共同体)の一部分で耕地割替え制度が実施されており、十九世紀まで続けられていたといわれる。中世ヨーロッパの土地利用制度である open field system も割地制度と似かよった面がある。南米ペルーのインディアンの共有地制度もそうである。

以上のような例を持ち出す中で、次のような問題に対する質問と発言が出てくる。これらの制度は、少なくとも割地制度と表面的に似てはいるが、根本的に似ているかどうか。土地の割替え習慣は共通するが、制度の目的は同じか否か。異なる点が重要であるか、それほど根本的なことではないか。共通点の多少は別として、それぞれの文化の歴史的發展の中で、このような制度が生まれた状況と理由は同じかどうか。またこれらの制度が長く続く理由には、ケースによって違いがあるかどうか。

私自身は比較史の専門家ではなく、このような比較史的な研究問題を究明することが本論文の課題でもない。しかし、歴史家や社会科学者も含めて、日本史をほとんど知らない外国人研究者にとっても、右の説明は、比較史的観点

から割地制度史を研究する面白さを十分に示していると思う。

ゲレット・ハーデン (Garret Hardin) の「共有地の失敗」(tragedy of the commons) 説が、この社会科学的な考え方の一つを代表する。<sup>(6)</sup> 資源をいかにうまく管理できるかという観点から、この「共有地の失敗」説が、学者の中で広く受け入れられている。簡単に述べるならば、私的所有権を持たなければ、資源の利用者にとり自由勝手に限りなく資源を利用することが、私的な利益となるといふ考え方である。すなわち、利用者の個人的計画として、短期に利益だけを多く取ろうとして資源を使い切ってしまう。いいかえれば、利用している資源が自分のものでなければ、利用者として責任感を伴わない。このような条件では、結果的に資源を無くしてしまう。このような問題は、フリーライダー (free rider) 問題とよくいわれている。

この考えを前提として、ハーデンは次のように結論する。“We must admit that our legal system of private property plus inheritance is unjust - but we put up with it because we are not convinced, at the moment, that anyone has invented a better system. The alternative of the commons is too horrifying to contemplate. Injustice is preferable to total ruin.”<sup>(7)</sup> (一) 今日私有権と相続権に基づいた法律制度では、たとえ不公平な面が見られても、それ以上の適当な方法がないと現段階では理解されており、我々(アメリカ人)はこの制度を容認する。(二) この制度の代わりに共有地での資源を失ってしまう結果は、考えられないほど恐ろしいことである。そのため、資源を全部無くすよりは、ある程度の不公平さに忍従する方がよいとハーデンは主張している。

伝統的な入会地の他に、ハーデンは、「commons」(共有地)の例として、海やアメリカ国立公園をあげている。このような「共有地の失敗」の可能性の対策として、中央政府は何らかの形で私有権がない資源を管理して、指定されている者だけがこの資源を利用するような利用制度を作るべきであるといっている。ハーデンは、具体的にどの制度

がよいかを示してはないが、色々な可能性をあげている(例えば、中央政府の税制政策で対応する、資源の私有化、中央政権がくじ引き制度を設定する、等々)。これらの制度の前提として、中央政権レベルで一つを選ぶことが必要なのである。ハーデンがリストアップする対策には、私的所有制度が一番よいと主張している経済学者の説が多い。これらの学者にとって、私的所有制の魅力は何であるか。簡単にいえば、私的所有制度では、利用者は、資源を長く守るために資源を利用する制度を選ぶと思われる。その他、このような制度では、他の利用者がある資源から締め出せるので、持ち主が資源を守る動機だけではなくて、資源を発展させるための投資をすることのインセンティブにもなる。なぜなら、投資者の利益は守られているからである。つまり、フリーライダー問題をなくす手段として非常に効果があると考えられている。その上、中央政権の政策によって利用権を決めるよりも、私有権を与えられる市場に任せる方が、経済的にも効果的と思われる。<sup>(8)</sup>公有地制度では高い管理費を支出する必要があるもので、共有地として資源を持つことは必ずしも経済的ではなく、私的所有制度の方が経済有効性が高いと広く結論されている。

しかし、ハーデンの例が示すように、ハーデンのような学者の所有物に関する概念では、曖昧なところがある。公有地で持つている資源(国立公園)と誰も所有権を持っていない資源(領海から離れている深い海)を一つの同じ現象として考えていることは問題である。ハーデンは、国有制度の他には、所有制度を二つに想定しているにすぎない。すなわち、(1)誰でも利用できる「共有地」と(2)利用者の専用利用権である私的所有制度である。

以上のような概念に、混乱はかなり多い。共有地(common property)、公有地(public property)、と無制限利用制(誰でも利用できる制度(open access system))はよく混同されている。つまり、共有地≡公有地≡無制限利用制と解釈する学者はかなりあり、このような混同により、可能な所有制は二つしかない<sup>(9)</sup>とよく思われている。中央政権が資源を所有して管理する場合は、必ず様々な非効率点が多いと考えられている。中央政権は、地方の諸条件の把握がほぼ不

可能と判断する故に、私有制度が効果的と思われている<sup>(10)</sup>

私は、このような混同を避けるかわりに、ある資源に対する所有制度と利用者数（例えば、一人の利用者か、誰でも自由に利用できるか）を明確に分別する方がよいと考える。例えば、これまでの議論における実際上の二つの所有制度をもう少し考えてみたい。国有制度では、原則として、中央政府は資源（例えば、土地）を国民の防衛・安寧のために所有している。しかし、そのことは、誰しもが無料で自由に利用できることを意味するのであるか。確かに、中央政府は、ある国有資源に関しては、利用者の数多くがその条件で利用できる制度とし（例えば、国立公園）、又、別の国有資源に関しては、指定された者だけが利用できる制度としている（例えば、基地の土地）。また、私有制度でも、同じような決定が可能である（例えば、アメリカでは、私有林の持ち主は、誰に対しても狩人として林を無料で利用することを許可している）。利用者の数は、所有制度だけで決められない。どちらの制度においても、管理担当者が決定することである。この決定権は、法律（普通は国家権力）で所有権として守られている。

ところで、所有制度は二つしかないのだろうか。少なくとも、もう一つあると主張している学者がいる<sup>(11)</sup>。一九七〇年代から、この学者は世界中の長い歴史から、国有制度または私有制度とは全く別の制度として共有地を検討すべきであるといっている。この制度は必ずしも中央政権が認め法的に守られている訳ではないが、数百年にわたって資源を浪費する事なく存続するケースが少なくない。ハーデンは、中央政権の圧力を考え、この様なシステムを「相互合意の上での相互強制力」(mutual coercion, mutually agreed upon)と呼んでいる。しかしもっと低い社会レベルでも、国の法令にかかわらず、相互強制を実施するケースは珍しくはない。そのなかには、林、農地、河川などに長く存続するケースがある。

在地レベルで作られている制度を検討すべきと主張している人は、次のように論じている。うまくいっている組織

は、ある資源と関係ある者全員でグループを構成し、グループ内で管理規則を決め実施する管理スタイルである。このようなグループは、地方の地理的・経済的・社会的な状況を熟知しているので、資源を長く守るべく良い規則を作ることができる。そして、このような考えを持つ者にとり、日本の割地制度は非常に興味深い制度である。

この共有地制度で直ちにフリーライダー問題を完全に解決はできないが、他の制度でも、同様の問題が残っている。経済学理論とゲーム理論にもかかわらず、実際の条件を見ると、どの所有制度でも、資源を使い切ってしまうケースもあれば、資源をうまく管理するケースもある。経済学者、政治学者、政策学者達が注目する研究課題は、ある所有制度で、様々なケースを考慮した上、どの条件で資源をうまく管理できるか否かを判断するのである。資源管理とそれに関連する問題に対しては、幅広い社会・経済条件によってある所有制の効果が認められている。<sup>(12)</sup> 少なくとも、特筆すべきケーススタディを提示することで、歴史家は資源管理の研究に大いに寄与できると思うのである。それが歴史家の最大の研究目的ではなくとも、歴史家のすぐれたケーススタディで社会科学者の理論に一石を投じる役割を果たすこともあるかと思う(ただし、本稿の目的はその具体的分析ではない)。

以上のような共有の具体的な例として、割地制度があると思うのであるが、その割地制度という概念の中に、幾つかのパターンが入っていることをもう一度指摘しておきたい。このようにさまざまなタイプがあるために、割地制度に関して一般的な結論を下すことがかなり難しいのであるが、これらのパターンについて検討することは「共有地の失敗」論争に対して問題提起を行うことになる。この結論のほか、割地の資源管理方法に関してさらに建設的・積極的な結論を出せるかどうかは、将来の研究課題である。

### Ⅲ ささまざまな割地制度のパターンの考察

#### A 割地制度実施の三つのパターン

主なバリエーションの中で、割地制度の研究でもっとも見識のある研究者である青野氏が、割地制度を大きく二つの形態に分けておられる。<sup>(13)</sup> その一つは藩型割地制度である。高知藩、宇和島藩、松山藩、加賀藩、今治藩の各例が分析されている。これに対して、青野氏はもう一つの形態を指摘した。村型である。例として、越後、越前、筑前、磐城、尾張で普及した割地の慣習を分析した。

青野氏のいう形態をさらに詳しく検討してみる。藩型の割地制度をもう少し詳しく見てみたい。確かに最初から藩の命令に従い実施した割地制度がある。薩摩藩の門割制度は、よく知られている例である。これらは、村外の圧力により実施された。

しかし、もう一つのパターンは、藩・村型であると思う。この場合は、藩の役人を割地制度の管理に当らせる前に、村レベルで割地を実施した類型である。主に藩がそれまでの制度を整理したものである。藩が介入しても、藩が管理しても、深く入りこまなかったケースがかなりある（青野氏も、著書刊行後この類型も認めている）。<sup>(14)</sup>

一例として、加賀藩を見てみよう。高沢氏の研究によれば、寛永期までは、村レベルだけで割地が実施されていた。<sup>(15)</sup> 寛永十九年（一六四二）、藩が割地を農民に推奨し、その後はとくに干渉していないが、慶安・明暦期の改作法実施中、改めて割地実施を推奨した。寛文期以後は、数十年にわたって藩は干渉しなかった。十八世紀後半には、徐々に藩が新しい土地政策を実施し、割地が制度化への道をたどった。明和・寛政期以前の実施の方法は、藩の命令には詳しく述べられていないが、土地測量人の「免許」を設定した。寛政十二年（一八〇〇）には、少なくとも二十年ごとに各

村で割地を実施する政策を行った。しかし実際には、この政策は広く実施されず、天保九年(一八三八)には、もう一度この二十年ごとに割地を実施する命令を出した。藩の制度として割地を実施したとはいえても、あくまでも以前からの村の方法を残しながら、割地割替え期間と測量人の「免許」の二点を新しく設け、藩が制度を作り直したのである。

加賀藩の藩・村型でも、村型と同様に、「相互合意の上での相互強制力」の性格がかなりみられ、ハーデン等の説に反論するデータとなる。どの観点で分類しても、割地制度は、中央政権より下のレベルで実施された。中央政権の定めた法令を必要とせず、村型の場合は(越後・初期加賀藩等)、藩の法令も必要ではなかった。割地制度は、社会の下部のレベルで制定・実施され、加賀藩地域で長く存続した。割地制度の実施により農業を維持することが困難となる程、資源(田畑)は枯渇しなかった。

ところで、このパターンの違いは、社会科学者の理論に対して意義があるだけにとどまらない。パターンにより、当事者達の割地への個人参加への誘因(Incentive)は違い、制度を作る人への具体的な誘因も違っていた。例えば、これまでに述べた加賀藩の例でも、この現象は見られる。たとえ藩が割地の実施内容に殆ど入り込まず、農民が藩の政策を徹底して実施しなくとも、自分達の割地が確実に実施されていた。また、測量人の「免許」政策に対して農民の反対はなく、むしろ測量人の適当な測量技術と知識が保証機能を果たし、農民にとっては公益があった。これに対して、二十年ごとの割替政策は、農村に受け入れられなかったため、天保期に藩が再度法令を出した。その法令がそのまま実施されたかどうかは確かめられないが、寛政から天保期までは、藩が農民の協力を得られなかったということは確かである。その理由は、寛政期の政策は、その時点までの村の割地慣行とかなり違っていたためである。寛永八年の藩政策の制定にもかからわず、加賀藩内では、村が割地を実施する時期は一定しておらず、「村中」の合意

が得られない場合は、割地を実施しなかつた。<sup>(16)</sup>そのためか十年明村の十八、十九世紀の割地実施パターンをみると、ある割地と次の割地の間の一番短い期間は二十年間であり、一番長い期間は八十三年間である。十年明村と近い鷹栖出村では、一番短い期間は八年間、一番長いのは十九年間である。<sup>(17)</sup>このように期間が一定しないのは、「村中納得」へ持ち込むためのかなりはつきりとした理由が必要であつたからである。加賀藩地域では、その理由の多くは自然災害であり、洪水とか地滑りのような事実なしに、割地実施への「村中納得」は得られにくかつた。

他のケースでは、割地制度に関する藩と農村の遊離が加賀藩よりもさらに顕著な例がある。藤堂藩は、寛政改革の中で山林田畑制を扱っているが、この政策の中心は、山林田畑割地制度を実施するところにあつた。<sup>(18)</sup>この政策と金融政策の実施は農村で受け入れられず、かなり大きい一揆が発生した。単に藩の土地政策として割地制度を実施するだけではなく、土地売買の政策も含んでいた。寛政七年に「田畑売買之儀ニ付御触」を制定したため、土地の譲渡と二重質入により地主と小作人と土地の三者関係は複雑になつた。土地証文を検討の上、郡奉行は年貢負担者を決めることにした。土地売買は制限されていたが、土地譲渡がおこなわれていることは、それまでの藩当局には承知されており黙認されていた。しかし、改革を担当した郡奉行である茨城理兵衛は、農村の問題は、豪農の手に土地が集まることが原因であるとしていた。その傾向を抑えるために、茨城は地均しの政策を制定した。この政策内容の詳細は不明であるが、越後と加賀藩の割地とは違い、農地のある程度地主から押収する目的であつた。領内のそここちに、割地制度は村型の制度として存在していた。またこの政策の実施以前には、藩の上級家臣団の中にも、また代官の中にも反対を唱える人がいた。まず貧窮の著しい三十八ヶ村で十年限りの試みとして実施した段階で、寛政八年十二月に一揆が発生した。その農民の最初の要求は、割地の実施を中止することであつた。そのため、土地の測量をはじめすることもできなかった。農民階層により反対の程度は異なるが、ここで注目したいのは、割地に一番強く反対する声

が、中層農民から上がったという事実である。その上、小百姓の反対もあった。確かに藩は、土地政策により、貧村からの脱却を目指したが、その貧村農民の観点と問題意識は、藩当局のそれとは全く違っていたため、この政策の実施は失敗した。このようなズレは珍しくないと思う。ちなみにオストラム (Ostrom) 氏のような学者は、共有資源のメカニズムを社会的比較的に下部のレベルで作るべきと主張している。

藩・藩・村、村型のタイプは、割地制度の分類の一つである。筆者のこれまでの研究で、三例を具体的に検討し、九つのポイントを比較した。表1はその研究を要約したものである。越後、加賀藩と、薩摩藩の割地制度は、ほぼ同じ時期に始まったが、その方法や目的などは各々違う。村型割地制度を実施した越後国と加賀藩の割地には、この表で示すよりもいろいろの違いが多い。表1では、いわゆる代表的な実施慣習のみ表している (たとえば、割替え期間、係り人数、新田を除外する期間など)。

さらに、様々な特徴がある。例えば、どの土地を割地対象にするかについても、畑だけ、耕地全部などがある。このような特徴と他の状況とをあわせて、以前に発表した次の表2を作成した。

ここではこのようなタイプを詳しく検討するつもりはないが、これらの表にリストアップされているポイントを見るだけで、その違いが幅広いことがよく分かる。

この中で、今一つ取り上げたい点がある。前述の加賀藩の例でみたように、割替え期間における差である。加賀・能登・越中以外の地域を見れば、違いはさらに広がる。越後、薩摩藩の場合は、割替え期間は、加賀藩よりもごく短く、一年毎、二〜三年毎、五〜七年毎のケースがかなり多い。

経済史学の立場からみて、このような違いは、以前にも言及したフリーライダー問題を検討する上で興味深いと思う。少なくとも、次の四つの状況を検討する必要がある。すなわち、(a) 割替えの期間、(b) 地質維持のための投

表1 割地三例の性格<sup>(1)</sup>

	越後国	加賀藩	薩摩藩
初見	慶長十五年 (1610)	慶長十年 (1605) 以前	文禄三年 (1594)
意思決定レベル	村	村・藩	藩
参加者	本百姓・小作人	本百姓	本百姓 (郷士を除いて)
割替え期間	1~20年間; 多くは3~10年間	長短の差が激しい、20年間か	1年間
土地を (人当たりか家当たりかで) 均等割りか	×	×	○ <sup>(2)</sup>
目的 (推定)	リスクを分散; 租税等を公平に分かち合う	リスクを分散; 年貢支払いを進める; 年貢のかかる土地を完全に登録する	効果的な年貢制度を進める; 村内、藩の為の労働力を確保する
江戸後期に制度の簡易措置を導入するか	×	○	○
新田を割地から除くか	部分的に	4~7年間	平百姓、1年; 郷士、永続
他の理由で土地を除くか	庄屋給地; 屋敷地一部分	耕作地の5%までの屋敷地	郷士の土地、庄屋給地
土地売買可能	○	○	×

表2 割地対象地と割地種類の仮説的な相互関係<sup>(3)</sup>

	家族単位均等割 <sup>(4)</sup>	家族構成人バーによって割替 <sup>(5)</sup>	高持などの比率で割替
対象土地	村の一部分だけ	耕地全部	耕地全部
第一次的な目的	新田開発(共同)、ある食べ物を保証、他の社会福祉役割	基本食べ物を保証; 村藩の為の労働力を保証	リスクを分配; 年貢負担を分配、保証

- (1) この表は、“State, Cultivator, Land,” 428頁、Table 1 にもとづいて作った。
- (2) 家族単位、構成メンバーの性・年齢別の計算による。
- (3) Philip C. Brown, "Dividing the Land: Corporate Agricultural Landholding as an Expression of Japanese Conceptions of Parity and Equity," *Kyoto Conference on Japanese Studies* (International Research Center for Japanese Studies, Kyoto, Japan, and the Japan Foundation: 1996) 第III巻、74~81頁に基づいて作った。
- (4) 例えば、岡山県熊山町。
- (5) 例えば、薩摩藩、九高島。

資(労働力を含めて)、(c) 投資の結果としての利益が次の割替え時期までにもたらされるか、(d) 農業外収入の方法。割替え期間が回収できる期間よりも短いなら、全体として経営者は土地の生産性をあげるための投資をしないはずである。各農家の財産(家の財産・貯蓄)もこの投資のプロセスに影響をうける。しかし、一般的にいえば、農業の他に収入を得る可能性が少くないなら、農民は土地の生産性を著しく低下させることに我慢できないであろう。しかし、投資期間(インベストメント・ホライズン investment horizon、投資回収見込み)が土地を確かに利用できる期間よりも長いなら、家族が基本的な生活を続けられる限りは、土地の質を維持する投資はしないはずである。いい換えれば、原則として、投資期間のなかで利益が取れないのであれば、合理的な投資を考える者は投資をしない。投資期間が短かければ(たとえば、割替えの期間が一年なら)、一般農業で大きく投資をしても利益をあげるのはかなり難しい。原則として、このような考えから割地制を勧農政策として実施しても、先に述べたフリーライダーの例の一つである「遊農」が、少なくとも割替え期間が短い地域では簡単に発生し、土地生産性は急速に低下するはずである。確かに、青野氏の研究では、割地制を実施した地域内で、このような「遊農」に対する文句が出ている。松山藩の割替え期間は不明であるが、宇和島藩の場合では、災害期を除いては、およそ二十年間であった。<sup>(21)</sup>たとえ短くはない割替え期間においても「共有地の失敗」が起こりうるのだろうか。

事実、土佐藩、加賀藩、越後などのような地域でも藩型、藩・村型、村型にかかわらず、割地制度が成立期から幕末期まで存続したケースはかなりある。<sup>(22)</sup>越後では、幕末期にとどまらず、明治、大正期まで藩政時代の習慣を続けた村は少なくない。さらに、新潟県長岡市内川沿地域、十日町市内鍍坂田圃の一部分や岡山県熊山町大字清力の畑均等割などのように、所々で割地制度は昭和四十年代まで続いており、その中には、一年毎、五年毎に割替えを実施したところがある。<sup>(23)</sup>

これらのケースは、「共有地の失敗説」に反論するデータになるであろう。投資期間は短くても、土地の生産性を維持できるから、農民が土地に投資したといえる。これらのケースは宇和島藩・松山藩と、どうして割地結果が違つか。どのように説明できるか。この問題は、日本史だけではなく、経済史の分野のなかでも、大切な研究課題である。

どのような状況で割地制度を長く維持することができるか、という問題を解決する研究では、次のことを考慮する必要がある。個人として怠惰な農民はいるかも知れない。ところが、(経済学者の有名な表現でいうならば)長い目でみれば、農村が「遊農」により長く維持されることは不可能である。宇和島藩や松山藩に見られるような、割地制度により土地生産性が低下したという文書が正確な事実を伝えているとすれば、農民はいかにしてその生活を続けたのであろうか。両藩では、走百姓、乞食人などは増加しなかった。さらに一般農民は極貧に陥ってはいないようである。いい換えれば、どのような状況にある者が土地生産性の低下に経済的に耐えられるのか。どういった者が農地のフリーライターの選択を自由に選べるのか。一般的にいえば、それは手作農業外の収入を得られる者ということになる。<sup>(24)</sup>

## B 割地制度—自然災害との関係

既述の加賀藩における割地割替え期間では、洪水・山崩れなどの自然災害が割地実施のかなり大きい要因であることを述べた。そのため加賀藩の割地割替え期間の違いが大きいことは前述した。この説が、割地の起源説のなかでも一番重視されている仮説と直接に関係がある。

割地制度の起源には諸説あるが、自然との関係がかなり重視されている。<sup>(25)</sup> というのは、割地制度は、自然条件が不安定な所で行われやすい。その不安定な要因として、次の二つの自然環境との関係がよく指摘されている。一つは、

洪水が多い地域である。多く分析した例として、越後国の信濃川流域地帯は多分一番よく知られている。これらの地域では、洪水により耕地が失なわれたり、あるいは砂入りにより長く耕作できない所が生じれば、損地を村中で負担する災害保険のような役割を割地が果たした。この説は「地方凡例録」やその他の近世文書に取り上げられてきたため、今日までよく知られている。

もう一つの不安定要因は、新田開発である。<sup>26</sup> 割地の新田開発起源説がそれで、割地は、共同新田開発で新しい耕地を作りながら、その参加者の間で土地を公平に分配する役割を果たした。この場合も、自然環境の影響が重要な要因である。ある新田の開発段階において、土地の安定性と生産性は違う要素であるが、たとえば一つの新田地域が開発により一定の土地生産性になり、完全に安定した状態になっても、割地制は、さらに開発中の色々な土地状況と自然のリスク（ハザード、損失・損害をうける可能性）とを参加者の間に公平に分配するのである。

徴税便宜説も自然状況と割地制度に関与する。<sup>27</sup> 同じ質の田畑であっても、その自然状況が違うため、村内年貢小懸りの負担を公平に分担するために割地制度ができたと言っているのである。

他の割地発生の要因も推定されているが、とくに近世の村請制が前提として重視されている。村請制度により、村は、村内各家族に貢租を分割して負担させた。村請制度と地理的に不安定な条件（特に洪水が多い）が加わった場合、割地が実施される。村型・藩村型・藩型を問わず、割地制度は、地理的に不安定な条件の中で、各本百姓が年貢を適度に負担できるような対策及び社会保険制度として実施されたといわれている。

しかし、ただ村請制で、年貢負担を村内で分割するためだけに割地を実施したというのは、理由として不十分である。村請制の下で割地制度を実施しなかった村も多く、割地地域と同じ程度の土地不安定性の所でも割地を実施していない所もある。例えば、明治維新以降のケースを考えると村請制がなくなった後も割地を続けた所もあり、少なく

とも起源説と割地を継続する理由とが異なる場合があると考へてよい。その上、自然災害あるいは土地の質が割地に全く関与していない所（例えば、沖繩九高島）もある。こういったことを考へると、割地制が多目的な役割を果たしていることが考へられる。どうしてある村あるいはある藩が割地を選んだのか、どの状況下で割地に魅力があるのかという課題はまだ十分に解決されていない。

このような大きい課題は解決できないが、次に年貢負担、自然災害リスクなどの扱い方や割地の他の選択について、青野春水氏の割地への段階仮説を通して少し考察したい。青野氏も、自然の不安定状況説を述べている。割地の発展段階仮説として、村請制（年貢負担を分配する機能）→かつぎ（余内、与内、余荷、冠ともいう）→地ならし→割地というモデルを出した。村請制と余荷などは割地地域以外にも広く存在したが、青野氏は「どの段階にとどまるかは、それぞれの藩及び村落の社会的自然的条件の相違によつた」と述べている。<sup>28</sup> このモデルは、割地の他に、年貢負担、自然災害リスクなどの扱い方として、かつぎと地ならしの二つの可能性を挙げている。

この結論付けは正しいと思うが、今後、このような様々な条件（特に自然条件）をさらに詳しく説明できるであろうか。たとえば、洪水の損害を補う手段として実施しているところが確かにあるが、これらの所の近世土地制度史は、割地の実施によつて完了していない。特に洪水保険のような機能が、割地の主な役割であれば、次の事例はどのような説明が成り立つであろうか。文政八年二月、越後国三島郡の村々（現在新潟県分水町）に洪水がおこり、その後、水はげが悪かつた四ヶ村から、次の「奉差上御請之事」が出された。

#### 奉差上御請之事

地平均之儀者百姓一同不同為無之年限ヲ限地割可致筈之所私共四ヶ村之儀享保以前地割り仕候保年来相立候得共割

割地制度―外から見た面白さ、中から見た複雑さ（ブラウン）

直不申くじ引而已にて為相濟置候故地所不同有之不都合之節茂有之趣被御聞上候ニ付当春方心掛来春迄ニ田畑竿入地割仕候儀被仰渡一同奉畏候、依之御請書奉差上候以上

地藏堂蟹口百姓惣代

文政八酉年二月

七右衛門

同 沢右衛門

同 津兵衛

同 庄左衛門

同 次郎助

組頭

吉右衛門

庄屋

利平治

下桐村百姓惣代

長八

同 吉右衛門

同 源治郎

同 弥五右衛門

同 重佐衛門

同 与五右衛門

組頭

市左衛門

同 甚右衛門

庄屋

伝治郎

裕田村百姓代

善兵衛

同 角兵衛

組頭

与治右衛門

庄屋

惣吉

木嶋村百姓惣代

佐治右衛門

同 長左衛門

同 利左衛門

同 九郎右衛門

割地制度—外から見た面白さ、中から見た複雑さ(フrawn)

同 彦右衛門

組頭

重右衛門

庄屋

伴之丞

(宛所不明)<sup>29</sup>

すなわち、享保期以前は割地を実施したが、その後は、割地を実施していない、そして最後の割地からおよそ一世紀後の「当春」(文政八年)に再実施することを決めたというのである

圖替えから割地への順番は青野氏の仮説通りであるが、ここで注目したいのは割地への段階ではなくて、享保の割地から圖替えへの変更である。文書によると、享保以来「年限ヲ限地割可致筈之所」、実際には定期的な割地(つまり、土地を測って生産性を評価し圖引で再分配)は行われなかった。その間、洪水が非常に多い分水町周辺の村は圖替えだけ(というのは、土地を測量・評価せず、単に圖を引き、土地を再分配)を行ったが、不平等な条件が生まれた。それでも、享保以前の方法——土地を正確に測り、その地質を見極め割を設定して、持高の比例で村の割毎に抽選する——に従い、土地の変化の公平な扱いを行わなかった。土地の変化が著しくなければ、単なる圖替えて土地を再分配するのは理解しやすい(割地を実施するのが大変な作業であるから)が、これらの村では、「くじ引而已て為相済置候故地所不同有之不都合之節茂有之」の一節から、土地の変化がかなり見られたと読み取れる。以上の状況で、割地がどれ程効果的な水害保険の役割を果たしたのだろうか。洪水対策としての割地を認識するのであれば、どうしてこれらの村で実施され

なかつたか。

別のケースとして、越後国頸城郡赤沢組小沢村惣左衛門の地平均に関する史料には、「安永二巳年小沢村出入願書并写」が残されており、次の史料で始まる。惣左衛門の割地実施を要求する背景が説明されている。<sup>(30)</sup>

乍恐以書付奉願上候

赤沢組小沢村之儀者先年真田伊豆守様御檢地之節村方百姓三四人ニ而御竿請仕御檢地銘々ニ而総高辻百姓拾五前三分三厘と名割仕不同無御座候様ニ古来より仕來候、近年地ならし等不仕故殊之外地面不同其上去年卯年大旱損ニ而百姓難洪仕候ニ付御引米等被成下候、殘米者十五名三分三厘ニ割合御上納仕候、地所茂變弁仕候歟殊之外地所ニ過不足又者場所ニより先年益御座候処只今惡地ニ相成惡地者上地ニ相成不同仕候而も御上納の處者右拾五前三分三厘割合其上小懸金同様ニ割合候得者殊之外村方(ママ)百姓難洪仕候者茂相見候(後略)

この状況が前提となり、越後国頸城郡赤沢組小沢村願人百姓惣左衛門が安永二年巳七月に郡奉行所に訴状を提出した。このような背景自体は珍しくはなく、割地に関する願いとしては、かなりよく見うけられる。

この訴状に対して反対の立場をとる文書が提出された。すなわち、「惣左衛門願之趣御尋ニ付申上候」で、反対の立場を説明している差出人は「小沢村」とあり、庄屋から提出したとされているので、村としての返答書であろう。<sup>(31)</sup>惣左衛門は「村」を相手に訴訟を起こしたのである。「小沢村」は、惣左衛門の願書に書かれたいわゆる事実の一部を否定しているが、その中で、興味深い一節は、小沢村の慣習に関する主張である。「当村は先年より御檢地、其

年之悪作は地主斗にてハ雜用人足等差支共有之候間、村中余荷ニ奉願候」、つまり、従来の慣習は、割地を実施せず別の対策(余荷)で問題を解決したとのことである。

以上の二つは、割地慣行がごく一般的であった地方(現在の新潟県吉川町と分水町周辺)のケースであるが、いずれも洪水などの被害に対して、時に割地とは別の方策をとったという。このような例により、少なくとも、ある地域が一度、割地を実施することを決めても、以前からの慣習(例えば、鬮替え、与内)がなくなっていないところに注目したい。つまり、近世の一般的なパターンとして、割地は、例えば余荷以前に出てくるものではない。そういう意味では、この様々な手段には、順番があり、「段階」がある。しかし、その「段階」はBパターンが最初に存在したAパターンを打ち消すというような現象ではない(例えば、マルクスの封建制から資本主義へのような「段階」とかW. W. ロスター(Rostow)の近代化説のような「段階」)。

従つて、余荷、割地等の相互関係をさらに検討する必要がある。割地地帯の中では、どのような状況により以前からの慣行が残るか。薩摩藩の門割制度のように家毎の構成メンバーの変化に応じて土地を再分配するような所では、昔の慣習をあまり残す必要はないであろう。しかし定期的に割替えを実施した所や、大きな被害を残した自然災害の後にはのみ割地をやり直す所では、古い慣習を維持する必要性は高いであろう。他の状況が大体同じならば、一つの割替えから次の割替えまでの期間が長い程、土地の面積と土地生産性の変化を扱うメカニズムの必要性が高くなるだろう。

以上の例と仮説の考察から、割地は種々の経済史的な研究課題にたどりつく。すなわち、割地のパターンによる土地の生産性を守るための投資への誘因、自然災害に対する保険的役割をどの程度果たしたか、割地地帯にあつてどのような状況下で割地にかわる別の手段を用い、その生産・徴税の問題を解決したか等々。表1の例がヒントを与えてく

れるように、土地が人当たりか、家当たりか、あるいは均等割りか否かにより、割地の目的は、様々な貢租を公平に割り当て、また自然災害保険のような役割を果たすだけに留まっていけない。これらの目的だけであれば、人当りあるいは家当りの土地を再分配することは必要ではない。<sup>(32)</sup> 前述の藤堂藩の地均し政策は、全く別の社会経済問題への対策であった。付言すれば、先に簡単に紹介した現在までの十日町市のケースには、いくらかの社会福祉的目的があった。というのは、幕末の洪水の後、ある土地を復興するために、土地を持たない人を呼び集め、土地を開発し、それらの人々の間に割地を実施している。明治維新までは、それらの土地は領主の命令により起し返させられたが、この慣習は続けられた。明治に入り、この土地の再開発者の他に、土地を持たない人々も参加している。<sup>(33)</sup> また、越後、加賀、薩摩とは違い、岡山県熊山町大字清力では、対象地は耕作地全部とせず、畑だけを家の均等割りとし、昭和四十年代まで、各家の野菜の栽培地として保証した。それに似たケースとして沖縄九高島では、成人男性は海上貿易や漁業などの仕事で家を不在にし、島にあまり居着かなかつたため、島の畑を家当たり（構成メンバーの数）の割地で実施した。<sup>(34)</sup>

以上、この第Ⅲセクションでは、日本史における割地制度の観点で少し論じてみた。青野氏の研究は、幾つかの地域の割地を研究してパターンを探し、二つのパターンを挙げられた。一つは、意想決定レベルを二つに分けて、藩型と村型に設定された。もう一つのパターンは発展段階説であった。

日本社会における割地制度の役割（近世だけではなくて、現在に至るまでも）を理解するために、青野氏の研究——割地のパターンを究明する——は、非常に重要と考える。近世の全国石高に対する比率では、割地を実施した地域が大方三分の一を占めたことだけでも、割地制度は無視できない現象である。青野氏のように整理を続けるなら、このセクションで定義した問題や他の研究課題を究明できるであろうし、さらに割地の多目的性もよく理解できる。

#### IV 一つのケース——越後国岩手村の割地

第三セクションのような問題を究明するには、詳しいケーススタディも必要である。それにより違う課題も見い出せるかもしれない。ここでは、ケーススタディとして越後国頸城郡岩手村を取り上げる。岩手村佐藤家文書（国文学研究資料館史料館所蔵）は、これまでの研究結果も少しあり適切なケースである。

#### 研究史

これまで、佐藤家文書に基づいた割地制の研究は、割地制度のなかの地主・小作関係に着目し、その関係を背景として考察され、岩手村の割地制度の概略が描かれている。それとは別に、割地制度の軒前制（軒前は土地を管理する株である）と年貢制度との関係もすでに検討されている。<sup>(35)</sup>

ここでは、少し違う観点から岩手村の割地制度を考えてみたい。特に、この村では割地制度がどのように実施されたかというような点を取り上げてみたい。これまでの研究では、時代の流れによる岩手村の割地制度の改変については、あまり検討されていないが、この点を検討してみたい。

さて、越後国の割地制度は、村型である。<sup>(36)</sup>越後の割地村全体と同様に、岩手村の場合も、藩は割地制度の主体ではなかった。藩の割地に関する定書、覚書は存在しない。割地制度の方法にも村により差があり、対象地、土地の生産性の検討方法、引地（割地から除いた土地）の程度と種類等は、村毎に決められた。隣村であっても、その方法はかなり違う。隣の村の掟などがあっても、それを参考とするには無理があり、越後の割地慣行を説明するためには、村毎の検討が必要である。

しかし、岩手村では割地制度のあり方を知りうる村掟や割地出入りなどの史料は、いまだ見つかってはいない。そこで、ここでは割地関係の帳面を分析するが、この帳面では、割地の方法がはっきりしない。例えば、原則としてどのような条件で割地を実施するかという根本的な点がわからないため、制度の要素を解明するのは、かなり大きなチャレンジであり、結論付けるにはかなりの限界が考えられるが、これは岩手村の割地制度を理解するためには、必要な作業である。

まず、従来の研究により、岩手村の割地制度に関しては、次の点が明らかになっている。

(1) 村の耕地を二つに区分した。これは (a) 割地対象地と (b) 割地対象外地である。後者は面積としてはかなり少ない。岩手村の宝永六年「免割帳」で、村高二百十九石四斗八合のうち、百八十三石一斗四升五合七勺一才は、割地対象地であった。割地の対象外の土地は、特別の家として伝えられる家と寺院の土地であった。<sup>37)</sup>

(2) 割地対象地は十六前に分けられていた。原則として、土地の耕作権利、年貢、諸懸などは、所有前数により算出された。しかし、舟橋氏の研究によると、現実の耕作権利前数(舟橋氏は支配前と名づける)と貢租の計算上の前(当時の文書では免前と呼ばれている)とは同一ではないとして、両者を区別している。前数は十七世紀末から安定していた。また原則として、割地を実施する時、村の耕地は、土地の性質と耕作状況とが同じになるように、割という区画を立てて、耕地を分けている。各割は、もつと小さい部分(セクション・シェア)に分かれている。岩手村の場合、各割は十六前に割り、土地を再分割すると圖引きを行い、参加者が圖(前)一本に七クシヨン一枚の耕作権利をもらう。帳面の代表的記載形式は次の宝暦の割帳の早稲田六十歩割のごとくである。

橋向左右衛門作休場田五枚

一番

友右衛門

割地制度―外から見た面白さ、中から見た複雑さ(フラウン)

すなわち、右の記載の意味は次の通りである。

割内場所名 + これ迄の請人名 + 田の枚数(畑は歩数または広さの記事)

シエアー番号

今回からの(新しい)請取人名

なお、軒前一本未満の人は、他の人と持ち分を合わせて、一本圃をひく。例えば、軒前半分を一人+軒前四分の一を二人合わせて二一本圃となる。

(3) 高沢氏は「割地制度は基本的には寄生地主制と対立的」であると結論しているが、舟橋氏は、岩手村では割地制の下に、大地主ができたことを認めている。岩手村で、この大地主による土地蓄積がかなり進んだ。佐藤家の村内持高は、元禄七年三十石余り、享保十六年ほぼ九十三石、宝暦二年百二十一石余り、寛政十年から明治まではおよそ百五十石で、近世中・後期の村高三分の一あるいは三分の二程を占めた。<sup>(38)</sup>

### 文書の性格

まず、佐藤家文書の割地帳面の性格をみてみよう。

表3で分かるように、研究の対象となる史料は、三十五冊で、そのうち、およそ三分の二は耕地を扱った史料、山を扱う史料は十二冊である。その中でも、山畑の耕地が入っているケースもある。しかし、岩手村の割地史料では、畑は時々田圃と一緒に割り替えられ、別の時には、同じ場所を山地と一緒に割替えられた。山地一部分(少なくとも)と入会地の分配の仕方は、割地のそれとよく似ているという。すなわち、抽選により場所の利用権利が決められていた。そのことを考えると、岩手村の農民自

表3 関係史料の数と性格

	合計	耕地	山
文書合計	35	23	12
完全な文書	32	20	12
一部を失く文書	3	3	0
表紙あり	18	13	5
表紙不明	3	3	0
表紙なし	14	7	7

表 4 a 山割の史料

年月日	史料整理番号	題名(種類)	文書の完欠別	記載地目・箇所数
明和五1768	#8010	山割帳	完	山畑
明和五1768	#8011	山割野帳	完	山畑
文政七1824	#8376	山王前山麻畑六十歩割	完	山畑
不明	#8018-1	無題	完	不明
不明	#8018-2	無題	完	割6つ
不明	#8018-3	城山歩改	完	セクション3つ
不明	#8018-4	岩手村山割	完	9ヶ所の割
不明	#8018-5	無題	完	割2つ
文久三年以降	#8018-6	無題	完	セクション2つ、その内割3つ
不明	#8018-7	無題	完	不明
不明	#8018-8	無題	完	2ヶ所
不明	#8373-3	無題	完	6ヶ所

表 4 b 山割史料の種類、文書題名別

	無題	山割帳	野帳	[場名]割	[場名]歩改	岩手村山割	合計
合計	7	1	1	1	1	1	12
山だけ	3	0	0	0	1	1	5
山畑	0	0	0	1	0	0	1
山畑・山	0	1	1	0	0	0	2
不明	4	0	0	0	0	0	4

身は、入会地と耕地をあまり明確に分けていないようであり、岩手村では、耕地と、入会地・山地は、割地記録上正確に分けられていないと思われる。

割地関係史料のなかで、史料が完全(欠落なし)である件数が圧倒的に多く、耕地割のうち、三件だけが完全な文書ではない。

表紙を持つ史料は十八冊ある。題名は様々であるが(表4 a・b、5 a・b参照)、山割関係については、根本的に四つに分けられる。すなわち、山割帳(二つ)、場名+割(二つ)、場名+

割地制度―外から見た面白さ、中から見た複雑さ(フラウン)

表5a 耕地割の史料

年 代	史料整理番号	題名(種類)	文書完欠別	記載地目
宝永七1710	#8006	地割反分帳	完	田畑屋敷
延享三1746	#8013	田地入立元帳	完	田
延享四1747	#8372	なし	完	畑
宝暦六～七1756～7	#8009	田地地割帳	完	田畑屋敷
明和二迄1765	#2554	十年二付圖替岩手村 田地自分前	完	田
天明元1781	#8014	田地割圖引帳	完	田畑
寛政十二1800	#8373-1	田地くじ引改の事	完	田畑
文化五1808	#8373-2	地割帳	完	田畑
文化六1809	#8374	田地地割下帳	完	田畑
文政元1818	#8012	田地地割圖替帳	完	田畑
文政下1818	#8375	田地地割下帳	完	田畑
天保十一-1840	#8377	残五十歩割覚帳	完	田
天保十一	#8378	残五十歩割野帳	完	田
天保十三1842	#8379	田地地割野帳	完	田
嘉永元1848	#8380	首ノ割	完	畑
嘉永元1848	#8381	無題	完	畑
不明	#8007	不明	前半一部欠	田
不明	#8008	不明	前半一部欠	田畑
不明	#8015	なし	完	田畑
不明	#8016	なし	完	畑
不明	#8017	なし	完	田
不明	#8264	なし	完	田

注：アミ掛けは私的に作成された文書。

表5b 耕地史料の種類；題名別

	欠	無題	反分帳	入立帳	地割帳	田自前	地割引帳	引ノ改事	地割下帳	地割替帳	割覚帳	[割名]野割	場所名	合計
合計	2	7	1	1	2	1	1	1	2	1	1	2	1	23
畑敷	0	0	1		1									2
田畑	1	1			1		1	1	2	1				8
田	1	3		1		1					1	2		9
畑	0	3											1	4

歩改（一）つ、野帳（二）つ）であるが、耕地の文書については、同一視できる題名は、三冊とはない。

これらの違いや、また表紙の有無にもかかわらず、あるいは題名内容にもかかわらず、史料の各割（例えば、「五反田割」の内容は、殆ど同じである。つまり、上述した宝暦の例と同じく、割内の各セクションに番号を付け、今の受取人名、前の受取人名、場所の説明、枚数あるいは歩数が記録される。どの割地帳面でも、この基本データの他に、特別な状況があれば（主に場所の詳細説明、二つの割の間にある特別な相互関係の説明、又後述の引圃という特別の権利）、これもリストアップしている。三つのケースにおいては小作料を部分的だが記録している（「田地入立元帳」一冊、無題の文書二冊）。

この状況を考えると、農民は、彼らが村内利用のために作った史料において、様々な文書の種類を作成しているが、それらを整理分類する意識が薄いのである。これらの文書を相互比較すると、一番大きい差は、対象地・軒前所有者の差である。まず対象地について見よう。表6と表8で見ると、山割十二冊だけでも、違いはかなりある。山畑だけ扱う冊数は三つある。文書によって、割数は二つ十五であり、山地を全部扱う史料は二冊だけである。

耕地の場合は、さらに複雑で、耕地全部（田畑敷敷地）を扱う史料は二冊、田だけは九冊、田畑だけは八冊と多く、畑だけを扱う史料は四冊である。

表6 記載地目別

	全地目	田だけ	畑だけ	田畑だけ	山畑だけ	他山	不明
耕地	2	9	4	8			
山地	2				3	2	5

表7 山地の割数

割数	文書件数	地目
15	1 (カ)	山畑・山
11	1	山畑・山
10	1	山だけか
6	1	山だけか
5	1	山だけか
3	1	山だけか
2	2	山畑・目的 山だけか

注：上から2番目の文書は、一部分欠の可能性があり、割セットの中に一つ抜けているものが2件ある。

しかし対象地の差よりも、割数は文書により、さらに著しく違う。表7で山割について見るように、地目がふえると、割数も多くなる。山と山畑とを記載している二冊は、十五割と十一割である。山だけを記載した文書は、二〜六割で多く、山畑だけの文書は二割だけである。しかし山全体(山・山畑)だけを扱っているようなケースの中には、十割の例もある。

耕地の割地史料にはさらにいろいろな違いが見られ、割数と地目との関係は山地ほど簡単ではない。表8によれば、割数は一から三十三まで、幅広い差がある。対象地は同じであっても、差はかなりある。「田畑屋敷地」は三十一割と二十六割。「田畑」の割数は三〜三十三にわたっている。「田」は二〜十六割である。「畑」だけの場合は七割、または二割あるいは一割のみである。

そこで、各史料ごとに軒前所有者の記載を検討すれば、これらの違いの一部分が説明できる。表9は史料の記載人名が軒前所有者の全員か否かを調べたものであるが、耕地の史料では約半分程が軒前所有者全員をはっきりとは記していない。山割の史料では四分の一でしかない。

山割の史料では、普通の十六前で割っていないケースもかなりある。一割を四前に割っている耕地の場合、軒前を所有する者全員が四つの團組に加わっている。表10の「山」六冊(史料整理番号八〇一〇、八〇一一、八〇一八の二、八〇一八の五、八〇一八の六と八三七三の三)の場合には、八人、六人、

表8 耕地の割数

割数	件数	地目	備考
33	1	田畑	
31	2	田畑屋敷、田畑	
27	2	田畑	
26	2	田畑屋敷、田畑	
16	1	田	
14	1	田	文書の前半の一分欠
13	1	田畑	文書の前半の一分欠
12	4	田	
11	1	田	文書に一部分欠の可能性があり；割セットの中に一つ抜けているものが2件ある
7	1	畑	
4	1	田畑	
3	2	田、田畑	
2	3	畑(2件)、田(1件)	
1	1	畑	

割地制度―外から見た面白さ、中から見た複雑さ(ブラウン)

表9 軒前所有者の記載別

軒前所有者全員抜うか	耕地	山地	合計
全員	12	3	15
欠分の他、全員	3	0	3
全員らしい	1	0	1
全員ではない	7	3	10
不明(地図のみ)	0	6	6

に(たとえば、菅沢割、城の沢割)参加するとは限らないといえる。ある程度、割により、その参加する権利は、違っていたようだ。

しかし、その他のケースではかなり違う。一割内では、ある軒前所有者の土地記録だけを示した地図のケースもある。史料では、その理由は明記されていないが、この場合は、何らかの理由で、境目や処分の問題が発生し、

一人などの数少ない軒前の所有者だけをリストアップしている。明和五年の二つの史料(整理番号八〇一〇、八〇一一)では十六軒前所有者を記載する割もかなりあるので、軒前所有者数があるに、非常に少ないケースは何らかの意味があると思われる。少なくとも、軒前を所持していても、各山割毎すべて

表10 地目別軒前所有者全員を扱わない理由

	田	畑	田畑	山
作成者分だけ	4	0	0	0
改め分だけ	0	0	3	0
理由不明	0	0	0	6

その問題を解決するための特別な調査で山地の一部分だけを検討して決議を記録した文書と思われる。

耕地はどうであろうか。一つのケースに原因が書かれてあり（寛政十二年#八三七三の一）、ここでは、争論を解決するために、三十一割にわたって耕地を改めたことがわかる。その他、土地の一部分だけ（文化五年#八三七三の二）とか四人分だけ（年代不明#八〇一五）を再検討しているケースがあるが、原因は同じであろう。

残りの四つの史料では、各割内十六前の内、一、二、四前分だけの記録がある。割地を実施した時点までの耕作人の名前は書かれてあるが、さらに今回の圖を引いた人の名前までも書かれているものの数は非常に少ない。あらたな受取人の名前が書かれていないのは、作成者が受取人の名前を書くまでもないと思っていたか、若しくは、何かを証明するために他の人に見せる必要が

なかったのであろう。いずれにせよ、文書の作成者は、自分の私的な記録として文書を作ったと考えられる。特に文書作成者がその軒前の所有者の場合がそうで、このようなケースは「田」だけを扱っている史料である。「明和二年迄十年ニ付圖替岩手村田地自分前」（#二五五四）を見ると、割内のセクションに関する記録の一部分として、耕作していた稲の種類も記録されている。例えば、姫鶴田二百歩二ノ割一番地で、くろ早稲、同三番ではひめつる米、同十六番では、春わせが植えられていたことがわかり、従って、作成者の農業経営と関係があることが推察できる。

また、このような私的な記録には、さらに別の名前が受取人のように出てくる。それは数例ではあるが、これらの名前はこういった意味であろうか。同じ史料中に、たとえば、鬼谷割四番で「辰巳方小次右衛門」と書いてあり、また浦沖二ノ割六、七、と十四番に、それぞれ「丑元兵衛」、「丑利助」、と「丑彦右衛門」、と記載されている。この

人々は、その年からの小作人であろう。年号を書いていないケースもあるが、彼らも、文書の作成者と何らかのビジネス上の関係——下人、管理人とか質入れのような関係——があったと思われる。いずれにしても、十年前の宝暦六（七年の「田畑地割帳」（#八〇〇九）で友右衛門がもらったシェア）は、リストアップされているが、彼らの名前は、この割地の参加者として出ていない。

#### 割地を実施するプロセス

以上ⅡとⅢセクションの観点からみて、割替え期間の設定は、割地を実施する村の基本的慣習の一つである。しかしここで検討している割地帳面には、岩手村の慣習は説明されておらず、また岩手村の割地を実施する慣行を説明した他の史料も見つかっていない。<sup>(10)</sup>

#### 割替え期間

何時、どのような状況で割地を実施するかの説明は割地帳面や他の文書にあらわれてはいないが、帳面の作成年月日からその傾向を探ってみる。表5aに掲載した私的な文書は除外した。さらに、そこでとりあげなかった文化六年と文政元年の帳面に記載された記事を加えると、割地を実施する傾向は次のようである。<sup>(11)</sup>

宝永七年（一七一〇）

延享四年（一七四七）

宝暦六（一七五六）五七

明和三年（一七六六）

割地制度——外から見た面白さ、中から見た複雑さ（ブラウン）

安永四年 (一七七五)

寛政三年 (一七九二)

文化四年 (一八〇七)

文化五年 (一八〇八)

文化六年 (一八〇九)

文政元年 (一八一八)

天保十一年 (一八四〇)

天保十三年 (一八四二)

嘉永元年 (一八四八)

この文書をもう少し分析すると、十八世紀の帳面では、パターンは出てこないが、しかし、私的に作成された延享三年と明和二年(一七六五)の文書を考えると、パターンのヒントがある。私的帳面と割地に関係があるとのヒントも読みとれる。まず、明和二年の史料の題名「明和式年迄十年三付圖替岩手村田地自分前」のなかの「十年前」は、ちよつと宝暦の割地帳の作成年である。この文書は、新しい割地(明和三年)の準備として前年の秋(明和二年)に、十年前の割地で友右衛門がもつた田圃がどうなったかをリストアップしたものだそうである。この史料は小作関係や他の正式な契約を記録するために作られたものでないが、そのような正式な文書の下調べとして作成された文書である。

以上の明和の私的書類は割地実施に関係があり、延享の私的割地文書も、同じような関係がある。宝暦の割地実施

プロセスでは、割地は秋に始まり春で終了した。そのパターンは延享の割地帳面にも現れている。田は秋の作成文書で扱い、春の帳面では畑だけを扱っている。割地は必ずしもこの秋・春パターンで実施したとはいえないが、作成者の圃だけなぜこのパターンの時期でリストアップするかというと、割地の準備あるいは割地とともに作っていたからではないかと考えられる。

以上の分析により私的な文書と割地実施との関係が十分に確かめられたとはいえなくとも、私的割地文書と他の割地帳面との間に、どういった実施パターンがあるかを分析してみる意味は十分にありそうである。

宝永から延享までの間に特筆することはないが、延享三年（一七五六）と安永四年（一七七五）の間では、十年毎に割地が三回実施されている。安永四年の割地から天明元年（一七八二）に私的に作成された「田地割圃引帳」までは、わずか六年であるが、天明元年から寛政十二年（一八〇〇）に私的に作られた「田地くじ引改之事」までは、ほぼ十年毎の実施が見られる。安永―天明間の短い割替え期間を除けば、十八世紀後半では、十年毎の実施パターンが目立つのである。

十九世紀の帳面には、同様の決定的なパターンは見うけられない。まずは文化四・五・六年（一八〇七・八・九）の文書である。このような三年連続の割地実施は、非常に例外的である。但し、この三つの文書は一つの割地が三回に分けて実施されたものとは考えにくく、一回実施してから、何らかの理由で、もう一度実施されたと考えられる。これとは別に、寛政十二年の割地から文化の割地期間はわずか七年後である。その上、文政から天保十一年（一八四〇）までの文書はなく、天保十一・十三年の割地の期間はわずか二年である。十一年は田割二つ、十三年は田割十二だけを扱っている。最後に、嘉永元年（一八四八）の割地は畑割二つだけを扱い、天保十三年（一八四二）の割地の六年後に実施したものである。およそ十年毎に実施するパターンは崩れてしまったといえる。

散逸した史料があるとしても、公的な文書だけを見る限り、割地実施が部分的になったといえる。田だけや畑だけの記載しかない文書は、文政以降にのみ見られ、そのなかで田割あるいは畑割全部を扱った史料はない。今一つ考えられるのは、岩手村では、割地の定期的実施慣行の代わりに、特別な理由で部分的に実施する方法をとったのではないかとことである。たとえば、洪水あるいは土地の変化が生じたために割地を実施した、あるいは、農民間に問題が起こり、この問題を解決するために適当地域だけで割地を実施した、という可能性である。

### 割の大きさの変化、測量、土地整理

次に時期による各割の歩数の変化を見たい。洪水などがあれば、その歩数は変化するはずである。しかし、各割の歩数は完全に書かれてはいない（記録が存在しても、本当の面積を正確に記録しているか疑問も残る。例えば、後掲の表13、嘉永年間の長滞菅野割の面積は名目上は六十歩であったが、実際の面積は六十七歩余りであった）。

まず表11について検討したいが、表中の宝永七年（一七一〇）の文書は完全ではなく、ただ割名と面積が記録してあり割数も少ない。その上、宝永年間の割名は、後年は殆ど使用されていないので、直接に比較するのが難しい。「二百三十歩割」、「またきた三百五十歩割」なども、延享期以降は、似かよった割が見当たらないのである。表12に見るように、「浦沖割」（元の「町浦割」か）は例外として、村のメインの田割は延享の割地文書で初めて現われ、十九世紀まで変化なしに続いていた。またこれらの延享期に始まった割の面積は、変化なく早い時期に安定している。

表14でわかるように、他の田割でもあまり変化は見られない。天明期に初めて現れる「下西百二十五歩割」と「下西百歩割」（両方田）に、歩数の変化はない。また、「沢田割」は、寛政十二年の帳面で歩数は七十歩から六十歩と小さくなったが、文化六年にはまた七十歩に戻っている。「沢田割」以外は、どの田割も、歩数は変化せず安定してい

表11 宝永～宝暦期の割名の変更<sup>(1)</sup>

	宝永七 <sup>(2)</sup> (1710)	延享三 (1746)	宝暦六～七 (1756～7)
六十歩割 田 <sup>(3)</sup>	60/16		
二百三十歩割 田	230/16		
三反畑付 田	300/16		
またきた三百五十歩 (2?) 田	350/16		
百歩 (田) <sup>(4)</sup>			100 <sup>(5)</sup> /16
町浦割 (2) <sup>(6)</sup> 田		360/16	
八十歩 (田)			80/16
五十歩割 畑? <sup>(7)</sup>	50/9		
屋敷歩 畑	?/9		240/24
畑五十歩 畑	50/12		
五十歩割 畑	50/16		
六十歩割 (2) 畑新田	60/16		
百歩割 (3) 畑? <sup>(8)</sup>	100/16		
長瀬河原割 畑? <sup>(9)</sup>	?/4		
中間畑			?/6
河原畑			30/16

- 注 (1) この表の割名は以後には見えない。各部の表示は歩数/割内の区数。アミ掛け=畑、□=十六前ではないもの。  
 (2) 名前なし割はかなりある。田が多い。  
 (3) はっきりと記録していないが、枚数記録がある。普通は、畑なら枚数は記録しない。  
 (4) 割数は推定。  
 (5) 「八十歩と組合鬮取」と注記ある。五反田・鬼谷と同じか。  
 (6) 後「浦沖割」の名前に変更した可能性が高い。  
 (7)～(9) 普通は、田なら枚数が書いてあるが、この割では、不記。

るといえる。なお、割名と歩数が安定する延享期以前の變更が、村全体の面積の變化によつてもたらされたものかどうかは、今は明言できない。

田割はかなり安定していたといつても、畑の場合には少し違う。まず、田と同様に、宝永期の畑割名の殆どはその後見当たらない(表11・13参照)。延享期に初めて現れる畑割が安定しているのも田割の場合と同じで(表13の「麻畑割」、「百歩割」、「新田割」、面積の變更は、割地帳面では見られない。

表12 安定した田割の状況<sup>(1)</sup>

	延享三 1746	宝暦六～七 1756～7
早稲田	60/?	60/16
姫鶴田 (2)	200/16	200/16
浦沖割 (2)		?/16
五反田割 (2)	300/16	? <sup>(2)</sup> /16
横枕割 (2)	300/16	?/16
鬼谷	300/?	?/16
鴨潜 (2)	300/16	?/16

- 注 (1) この表の割名は以前には見えず、以後には同じ名称で見える。列内容は表11と同じ書き方にする(歩数/割内区数)。  
 (2) 「五反田割ニハ鬼谷に割を組合一本に田三反づつ」とあり、元々、この三つの割は一つであった。

次に、表15に示した「割」は全部「残歩」である。これらの土地は他の割には含まれてはいない。不明な点もあるが、各割の土地は一つの地区にまとめられてはならず、散在している。延享の残畑は、通常の鬮引で決められた。しかし、宝暦「残歩」の二つの記録では、個人個人で余分と不足分とを交換している。このような土地では、年により増減が生じるであろうが、天明期以降は田畑ともに非常に安定し、従って残歩も安定してきている。

以上のような分析で、岩手村の割地と洪水・山崩れなどの自然災害との関連は見つけられなかった。もし、関連があるとすれば、田圃よりも畑の方に見られようが、災害よりは微妙な土地生産性との関係を考えるべきであろう。そうはいっても、洪水などの影響がないという意味ではない。例えば、宝暦の割地帳面で、百歩割の最後に「丑年満水ニ付暮中割替」といった記録はある。しかし、この水害は広い面積に及ばず、割一つをやり直しただけに終わった。

しかし、その他の畑割は安定しておらず、表13のように、「鳥倉川原割」(二十歩→三十歩)、「下西割」(六十歩→四十歩→十四歩)、「長滞新割」(三十三→四十五歩)、「長滞菅野割」(五十歩→四十三歩半→五十歩→六十歩)、「六十七・六二五歩」(門前堰爪かや野割)(五十歩→七十四・八歩)という変化がある。このうち、「下西畑割」の動きは特に激しい。「竹原割」は、文化六年割地実施中に、当初はそれまでの「竹原五十歩割」四つであったが、それを百歩割二つに変更し、そして新しい「竹原五十歩割」も作った。

表13 畑割変更<sup>(1)</sup>

	宝永七 1710	延享三、 四 1746~7	宝暦六 ~七 1756~7	天明元 1781	寛政十二 1800	文化六 1809	文政元 1818	文政元 下1818	天保十一 a1840	天保十一 b1840	嘉永元 ab1848 #8380
烏倉川原割畑	□/4				20/16	20/16	30/16	30/16 <sup>(9)</sup>			
麻畑 (2)		30/16	30/16		30/?	□/17 &15		30/17 &15			
百歩畑 (3)		100/16	100/16	3→>1 割;100/?							
新田 畑		□/32	□/20		60/?	□/20	60/20	60/20 <sup>(9)</sup>			
下西畑				□/4	40/?	14/16					
せんぜい畑				20/16							
高原畑 (4)				50/?							
上西 (2) 畑				30/?							
竹原 (4) 畑					50/?全ケ シ、 50/16						
竹原 (2) 畑						100/1	100/16	100/16			
竹原 畑						二番女 50/24	50/24 <sup>(10)</sup>	50/24 <sup>(9)</sup>			
長湫新割						33/16 <sup>(6)</sup>	45/16 <sup>(7)</sup>	45/16 <sup>(8)</sup>			
長湫菅野 (畑)						50/16	50/16		43.5/16 <sup>(9)</sup>	50/16 <sup>(10)</sup>	名目60、 67.625 <sup>(11)</sup> /16
長湫越場 畑 (不明)						□/17	16				
長湫笹刈か や野 畑						20/16	20/16 <sup>(12)</sup>				
門前塚爪か や野 畑						50/16					74.8 <sup>(13)</sup> /16
大塚河原菅 野							50歩5分 /16				
山沢よし野 <sup>(14)</sup> 畑						□/6					

割地制度―外から見た面白さ、中から見た複雑さ(ブラウン)

- (1) 列内容は歩数/割内区数、□=十六前ではないもの。  
 (2) 「烏倉三十歩割」  
 (3) 「畑六十歩割」。詳しい場所説明は「前新田」とか「中新田」は14ある。  
 (4) 「竹原畑五十歩三ノ割」  
 (5) 「竹原畑五十歩三ノ割」  
 (6) 「長湫新割柳原新畑三十三歩割」  
 (7) 長湫新割よりも、この割が適当である。  
 (8) 「長湫畑四五歩割」  
 (9) 「長湫とふ割」  
 (10) 「長湫とふ割」  
 (11) 実際測量  
 (12) 「長湫菅野二十歩割」、笹刈初田境より始と書いてある。  
 (13) 実際測量  
 (14) 「尊正 (か) 沢田・山沢よし野割」という名前を付けたが、これは個人の分だけらしい。本帳の後ろにあると思う。マイクロピーはない。沢田割は同文書の別のところに出てくるので、山沢よし野分だけがここについている。

表14 田割の変更分<sup>(1)</sup>

	延享三、 四 1746~7	宝暦六 ~七 1756~7	天明元 1781	寛政十 二 1800	文化六 1809	文政元 1818	文政元 下 1818	天保三 1832	天保十 一a 1840	天保十 一b 1840
沢田	4割 70/16 <sup>(2)</sup>	1割 70 <sup>(3)</sup> /16	1割 70/16	1割 60/?	1割 70/16	1割 70/16		1割 70/16		
下西田 百二十五 歩			125/16	125/?	125 <sup>(4)</sup> /4		125/4		125/4	125/4
下西田 百歩			100/4	100/?	100/4		100/4		100/4	100/4
田河原 <sup>(5)</sup>			50/?							
上田									?/16	

- 注 (1) 割名欄の内容は歩数/割内区数。□=十六前ではないもの。  
 (2) 延享三年。同年同文書に七十歩割があるので、これは別の割である。  
 (3) 「一本圖」と書いてから、注(2)の七十歩割も含めてある。  
 (4) [五]は横に書いてある。  
 (5) 枚数不記。作成者分だけの田であろう。

次に、割の面積の変更問題に直接かわるのが、土地測量を本当に実行したのかという点である。原則として、各割内の田圃の枚数の記録はあるが、歩数は書かれてない。畑の割ではシェアーの大きさを記載していない件が多いが、記載した場合には、ほぼ全てが歩数である。田の一部分でも歩数を書いている。田圃の場合は、土地を貰えば、枚数の他に歩数も記録している。たとえば、文化六年「田畑地割下帳」(#八三七四)のシェアーの説明の中「浦沖二ノ割」七番で「三拾枚外長藩二十歩飛(地区から離れている場所という意味)」、同「沢田割」四番「八枚城ノ沢へ三十歩飛」、同割十五番「三枚四十分」と書いてある。宝永七年の「反分帳」で七番目に記録した割(「またきた三百五十歩割二ノ割」か)四〜七番でそれぞれ三百六十歩、三百歩、三百五歩、三百九十歩の「過不足」のケースがはつきりと記録してある。十一番目の割(名無し)四番は「山王飛百七十歩百六十歩」とある。十四番目の割(名無し)一番と二番に百三十歩と百歩と記したケースもある。延享三年「入立帳」では、田枚数で小作人へ出している土地が、歩数に表わられて

表15 残歩変更分<sup>(1)</sup>

	延享三、 四 1746~7	宝暦六 ~七 1756~7	天明元 1781	寛政十 二 1800	文化六 1809	文政元 1818	文政元 下1818	天保三 1832	天保十 一a 1840	天保十 一b 1840
残歩 田				50/?	2割 50/16 <sup>(2)</sup>	2割 50/16	2割 50/16		2割 50/16	3割 50/16
残歩 (田畑)		いろい ろ/9ヶ 所 <sup>(3)</sup>								
河原残 歩田							47/16			
残歩 畑	? <sup>(4)</sup> /4	いろい ろ/21ヶ 所	30/16	30/?	30/16		30/16 <sup>(5)</sup>			
残歩 畑						40/16	40/16 <sup>(6)</sup>			

- 注 (1) 内容は歩数/割内区数、アミ掛け=畑、□=十六前ではないもの。  
 (2) 文化五年から二割、50/16になった。  
 (3) 様々な場所にあり、一つの割にまとめていない。  
 (4) 合計五百二十歩；およそ一名に付き七十~七十五歩。  
 (5) 「残畑三十歩割」  
 (6) 「川原残畑」

いるケースもある(例えば、町浦二割の四番、十六番)。延享期以後は右のような大きい数字も時に見るが、百歩未満の方が多く、そのうち三十歩未満がもっとも多い。歩数が三十五歩以上のケースを見ると、割地実施毎に同割同番シェアトに関して歩数が全く同じ場合もある(例えば、五反田一ノ割二番「外島倉へ七十分飛」)が、実際にはそうでない事例の方が多い。そのことは、割内の土地面積に変更が現実に行っていたことを示すものである。このような例は、土地を測量しないで圖替えだけで作成されるはずの「くじ引帳」や「くじ圖替帳」に出てくるので、岩手村では圖替(土地を計らないはず)と割地(土地を計るはず)がはつきり区別されてはいなかったのではないかと思われる。

また、耕地の場合、歩数の記載は、「半反」あるいは五歩単位(三十五歩、四十歩等々)である。精密に土地を測っていないようなのである。こ

いう事実を考えると、岩手村の軒前所持者は、面積の小さな差にあまり注意を注いでいないように見える。その差も殆どは「過不足歩」あるいは「飛地」の面積との関連であり、その多くは面積が狭い所である。表11～15で見ると、割の大きさも、かなりおおまかな数字で記録してある。例外的な割は全て面積が小さい。

これに対して、屋敷地は精密に測つたようである。宝永七年の「反分帳」には屋敷の歩数だけではなくて、間尺寸まで縦横の長さを測り、厘までの記録がある。宝曆の屋敷地も厘の位までの数字を測り、「過不足」分も同様に書かれているので、かなり詳しく測量したと考えるべきである。

畑の場合は、小作人へ出している面積を示す項目はなく、面積が書かれているケースの全ては、過不足と「飛地」を記録するためである。

残歩は殆ど歩数で記録されている。屋敷と同様に、記録した面積はかなり精密である。X歩Y分の位までである。

しかし、割地対象地が全部または一部であれ、割内各セクションの面積を測ることよりも、平等な土地生産性の見積もりが重視された。メインの記録の他に、「外芝野付ル」、「畑付」などのコメントがかなりあるのは、そのことを示す。このような特殊な条件で、たとえ割の基準シェアより面積が広くても、土地の生産性の評価を基準として面積を整理し、参加者同士が納得の上で各セクションの生産性を同じにしようとしたのだと思われる。<sup>(43)</sup>

佐藤家文書を見ると、割地実施の目的は即ち村の土地（山耕地共に）あるいは耕地全部を再配分することではなかった。表8で見たデータも同じような結論を示している。不完全な史料、私的な史料と割歩数改めの史料などを除いても、次のように割数には違いがでる。

田畑屋敷 三十一、二十六割

田畑 二十七、三十一、三十三、二十七（二帳同年）割

表16 各割地帳に記載されている割数

年	題名(種類)	対象地	割数
宝永七(1710) #8006	地割反分帳		31
延享三～四(1746～7) #8013、 #8372	田地入立元帳・無題	田・畑	21
宝暦六～七(1756～7) #8009	田畑地割帳	田畑屋敷	26
明和2迄(1765) #2554	十年二付鬮替岩手村田地自分前	田	12
天明元(1781) #8014	田地割鬮引帳	田畑	27
寛政十二(1800) #8373-1	田地くじ引改の事	田畑	31
文化五(1808) #8373-2	地割帳	田畑	4
文化六(1809) #8374	田畑地割下帳	田畑	33 <sup>注</sup>
文政元(1818) #8012	田畑地割鬮替帳	田畑	27
文政元下(1818) #8375	田畑地割下帳(さげ帳?)	田畑	26
天保十一a(1840) #8377	残五十歩割覚帳	田だけ	2
天保十一b(1840) #8378	残五十歩割野帳	田だけ	3
天保十三(1842) #8379	田畑地割野帳	田だけ	12
嘉永元a(1848) #8380	菅ノ割	畑だけ	2
嘉永元b(1848) #8381	無題	畑だけ	2

注 「竹原五十歩割(4)」は含めていない。

田 二、十二、拾二割<sup>(4)</sup>  
畑 七、二(二帳同年)、一割

田については十二が主な割の数であったが、それより非常に少ないケースもある。畑の割はさらに違いが大きい。表16は各割地帳面に記載されている割数のリスト・アップである。私的に作成された延享の二冊は一回の割地として考えているので、コマとして記載した。文化の帳面の相互関係は不明なので、別々にリスト・アップしている。最後に注意すべきは、文政の帳面である。この二冊の内容には多少の違いが見られるので、同じ割地と関係していると思われるが、別々に記載した。私的文書である延享と明和二年の帳面を除き、十八世紀に十年毎の定期的な割替え慣習が存在したとしても、各回の割り数は一致していない。二十一割から三十一割の幅である。しかし、これに対して、文化年間以後の帳面で

割地制度―外から見た面白さ、中から見た複雑さ(フ라운)

は、割数の違いはさらに大きい。十八、十九世紀の割地とも、土地を一度に全て割り直す方法はとられていなかったと考えてよいと思う。定期的ではないが、必要と思われる土地だけで割地を実施した。割り直した所では、何らかの自然状況の変化と関係があったと想像できるが、これまでの割の大きさの分析から、その変化はかなり微妙といえる。十九世紀に入り、文政以降は、微妙な変化をかなり無視し、問題となった所だけで割り直しが行われた傾向が見える。面積の変化があるケースでも、それ程大きい変化は見られないようである。というのは、割名の大きさや面積は記載されていないが、以前と大きさの違うところだけを何らかの方法で測っているからである。「竿不入」も、おそらく皆が現地に出て、相談の上で、田や畑一筆毎の交換をし、前数に従って土地を整理している。残歩と屋敷歩の割については、正確に測っていた。<sup>(45)</sup>

全体として、軒前で土地を把握することで、田畑の面積がとらえにくかったとは思われない。これまでの様々なデータから、面積に対する認識はかなり高いものであったと考えられる。<sup>(46)</sup>

岩手村では、割地対象地を決めることその他に、対象地の割り方自体にも、かなり念を入れたと思われる。割地帳面には説明はないが、宝永から延享の間に帳面がきちんと整理された印象がある。田に関していえば、宝永期に比べ、延享とその後の帳面では、各割の名称がきちんとつけられている。中心である田割は安定し、延享以降「残歩」の他、「早稲田」、「鬼谷」、「沢田」(二割ずつ)、「姫鶴田」、「浦沖」、「横枕」、「鴨潜」(二割ずつ)に変化はなく、「下西田」(二割)が天明期で初めてあらわれ天保まで変更なく続いている。しかし、延享と宝暦だけに出ている田の割は、三つだけである(そのうち、「町浦割」は「浦沖割」の名称になったと思われる)。「田河原割」は天明に、「上田割」は天保にだけ見られる例外的なケースである。「残歩(田)」も寛政、文化期から安定した。

畑の方はさらに複雑で、表13で、一、二回だけ見える割は九つある。三回見える例を加えれば、十四件になる。そ

の内、「百歩割」は宝暦までに三つに分かれたが、天明には一つになっており、「竹原五十歩」の四割は文化六年に百歩割二つに変更されている。面積の変更と同様に、田よりも、畑割の変更が多かったといえる。

### 引圃

一般的な割地慣習として、土地のある一部分が割地対象から除外されることがある（前述の特殊な寺・家のような土地ではなく）。例えば、加賀藩の場合は、通常の耕地の5%は高持百姓の選択で除外し、屋敷地も除外の主な対象地であった。

岩手村にも、これと似た慣習があった。舟橋氏によれば、私的な土地交換と、割内のあるシエアーを個人の希望で勝手に割地から除く「引くじ」という慣行である。それにより佐藤家が目指したのは同じ田圃を地続きで経営することであった。<sup>(47)</sup>氏の分析は詳細には至っていないが、例えば、佐藤家の方法では、引圃と私的耕地交換のどちらの役割が大きいのか。引圃により土地の分割をどの程度思いどおりに統制できるのか。引圃の慣行は、大地主佐藤家だけにあるのか。畑引圃もあったのか。このような問題をもう少し検討する必要があると思われる。

表17から読みとれる点の一つは、年により引圃の数にかなり違いがあることだ。さらに、畑の引圃数がかなり多い点である。(1) 前述表6でみたように、田だけ扱う史料が畑だけの史料よりも数多く(田Ⅱ九、畑Ⅱ四、両方Ⅱ十)、また(2) 前述表8でみたように田あるいは畑だけを扱う史料の場合、田割数の方が圧倒的に多いにも関わらず、表17の田・畑引圃の数に大きい差はなく、およそ五パーセントの差にすぎない。しかし、不完全な文書や改め分だけを扱う文書と田あるいは畑だけを扱う文書を除いて、田畑・田畑屋敷ともに扱う広い範囲の割地(表の網掛け分)をみれば、その差はかなり大きいといえる。

表17 引蘭件数

年	整理番号	引蘭件数	田引蘭件数	畑引蘭件数	引蘭権利所有者(組)数	引蘭権利のある割数
宝永七 1710	#8006	2 <sup>(1)</sup>	?	?	3人：八兵衛、善兵衛、不明(作成者?)	1：1畑? (五十歩割)
延享三 1746	#8013	0	0	0		
延享四 1711	#8372	3	0	3	1(友七)	1(麻畑2)
宝曆六~七 1756~7	#8009	14	5	9	6人：表18、21参照	7：田3畑4
明和二 迄1765	#2554	0	0	0		
天明元 1781	#8014	10	5	5	1人表21参照	6：3田3畑
寛政十二 1800	#8373-1	3	2	1	2：伝兵衛・源谷、不明(作成者か)1	3：田2畑1；浦沖一ノ割1、同二ノ割1、麻畑三十歩一ノ割1
文化五 1808	#8373-2	17	7	10 <sup>(2)</sup>	2人：高原3、善兵衛1	4：田(残五十歩式ノ割)
文化六 1809	#8374	49(56) <sup>(3)</sup>	21	28(+7)	14(+5不明)；表18、22参照	15：田9畑6(+3)
文政元 1818	#8012	29	19	10	3人：八平、善兵衛、伝兵衛；表19、23参照	12：田8畑4
文政元下 1818	#8375	44	15	29	9人：表19、24参照	14：田5畑9
天保十一 1840	#8377	0	0	0		
天保十一 1840	#8378	0	0	0		
天保十三 1842	#8379	11	11	0	8(7) <sup>(4)</sup> ；表25参照	5：田5
嘉永元a 1848	#8380	0	0	0		
嘉永元b 1848	#8381	0	0	0		
不明	#6954	4	4	0	五反田1ノ割(3)喜太郎；早稲田(1)友七	2：五反田1ノ割、早稲田
不明	#8007	0	0	0		
不明	#8008	1	不明	畑か	? <sup>(5)</sup>	1；百歩割畑?
不明	#8015	0	0	0		
不明	#8016	0	0	0		
不明	#8017	8	8	0	1人(作成者か)表参26参照	3：田3(内1筆は苗代)
不明	#8264	12	12	0	5人；表27参照	5：田5

注(1)しかし、五十歩割(田)9番目と13番目は、「是は此のわり除く」と記録してある。二人の権利のようである(13番では、名前がない)。

(2)畑二百歩引き。二十歩割なら10件前分。

(3)「竹原五十歩割(4)」で書いてある引蘭(7件)は合めていない。

(4)「友七人」である惣左衛門は、自分のために蘭を引いていないと考えるなら、七人。

(5)百歩割、4番目の友右衛門=引く人と作人、しかし「今の受取人」としてリストアップされている人は甚左衛門。

このデータから、加賀藩とは明らかに違う点を読みとれ、引圃は石高の一定の比率で決められているのではなく、各回ごとに決めたことがわかる。

いま一つ注目すべき点は、引圃の権利は各軒前持ち主全員に、常に与えられているのではない点である。表中の網掛けで示すケースの通り、数少ない年では、引圃権利持主は三人であり、多い年は十四人である(表17)。宝暦の割地帳では、十六軒前は、実際に九つの圃組に分けられている(二人は圃二本余りを引いて、一人は六本)。十一人が参加し、その内六人だけが引圃権利を持っていた。文化六年の割地では、参加者十九人のうち引圃権利を持つ者は十四人(持ち主不明の引圃は多分文書の作成者分であろう)。文政元年の割地参加者は同じく十九人で、引圃権利持主はおよそ十三人(文政元年の文書は二冊あるが、内容が少し違うので、以下両方のデータをそのままに記す)<sup>(48)</sup>。年により引圃権利持主と件数とは違っており、一人当たりの平均件数も違う(宝暦割地は二・三三件、文化割地は三・五件、文政元年割地は九・六件あるいは一・五件)。

従って、引圃権利を持つ人も、実施する時点で決めていたようである。

表18と表22で分かるように、軒前数と引圃数が合わないケースはかなりある。特に十九世紀では、二軒前以上を持つ人、あるいは半前、四分の一前の軒前を持つ人がいるので、ある人の持ち分は二本圃またはそれ以上に分けている。この人に当たる引圃対軒前数の比較は綿密に行っていないが、軒前数と引圃数に直接の関係がないことを十分に証明できると考えている。

また、引圃件数は必ずしも同じ割に集中していない。このことは表17の最右列でもわずかにわかるが、表22と表29ではさらに明らかである。一般に一人の引圃所有者は、一つの割で引圃は一、二本だけある。その例外は文化六年(三割、表23 aとb参照)と文政元年(三と四割、表24 aとb、表25 aとb参照)だけである。表29をみると、引圃対象地の

表20 文政元年引圖

百 姓 名	引圖数	前数
八兵衛	23	45
善兵衛	12	2
伝兵衛	2	1
伝兵衛・吉右衛門	1	1
榮太郎	1	1
佐八	1	1
平右衛門・直左衛門	1	1
庄左衛門・弥八	2	1
嘉七・由右衛門	1	1

表18 宝暦六～七年引圖

百 姓	引圖数	前数
助右衛門	1	1.5
友右衛門	6	6
太左衛門	2	2
友七	1	2.5
友右衛門・与吉・利右衛門	2	1
与吉	1	0.5

表19 文化六年引圖

百 姓	引圖数	前数
善兵衛	9	2
善兵衛・三右衛門	2	1
作左衛門	1	1
喜太郎	16(18)	4
庄左衛門・与八・喜太郎	1	1
作左衛門・藤左衛門・喜太郎	1	1
安左衛門	3	1
佐八	1	1
仙蔵・?	1	未登録
与八・庄左衛門	2	?
与左衛門・庄吉	1	1
伝兵衛	2	1
高原	1	?
義右衛門・重兵衛	1	1
不明	7(12)	?

大雑把に計算すると、引圖対象地の全耕地に対する割合は、宝暦の二%未満から文政元年「覚」のおよそ十四%までさまざまである。早い時期の割地では引圖(田圃も畑も)は多分十九世紀よりも少ないと思えるが、帳面が不完全で部分的なため、確定的なことはいえない。一般的にいえば、加賀藩の引地よりも岩手村の比率が高い。<sup>(50)</sup>

人に引圖を与える基準は軒前数に比例してはおらず、持高比例でもなかった。加賀藩とは違い、参加者全員が引圖権利を持たず、特定の人だけであった。引圖の慣習は、参加者を平等に扱わず、この不平等性は、時と

うち、田割の「五反田ノ一、二」両割と、畑の「麻畑一ノ割」ならびに「新田割」は引圖数がかなり多い。<sup>(49)</sup>しかし、引圖の所有者は、自分の経営目的とスタイルによって引圖対象地を選んでいる印象がある。

表21 宝暦七年田地割帳引圖 #8009

百姓名	田			畑				合計
	浦沖一ノ割	五反田一ノ割	沢田七十歩割	麻畑三十歩一ノ割	麻畑三十歩二ノ割	新田畑六十歩割	百歩一ノ割	
助右衛門			1					1
友右衛門	1	2	1	1	1			6
太左衛門				2				2
友七				1				1
友右衛門・与吉・利右衛門						2		2
与吉							1	1
合計	1	2	2	4	1	2	1	13

表22 天明元年田畑地割帳引圖 #8014

百姓名	田			畑			合計
	下西百歩割	浦沖割2	五反田二ノ割	上?西三十歩割	上?西二ノ割	残歩畑三十歩割	
全部不明	1 <sup>注</sup>	1	3	1	2	2	10

注 3番で「内引」とある

もに悪化した可能性もあるが今は確かめる事はできない。

引圖を与える基準は明らかでなくても、そのおおよその論理はわかる。文政元年「下帳」の「竹原五十歩割」(くじ帳も)の最後の部分に、「右三十二之所二十五より三十二まで八割八平引圖、内三百歩同居屋敷困之、内有百歩、当時金七居屋敷、右之八割先年八百歩割ニ御座候所、文化四巳圖替之節惣百姓相談之上五十歩割ニ致申候」とある。同史料の「畑六十歩割」では、「右三十二之所八平屋敷之内七百二十歩困込候故、如此御座候以上」とある。畑の引圖の一部分は、八平(佐藤家)の屋敷地と直接に関係がある。「三十二」のような数字は割内シエアール番号とは違うもので、意味は不明だが、その他の部分の意味は十分にわかる。つまり、屋敷地の中に畑があったとしても、割地はされず、また割地参加

割地制度―外から見た面白さ、中から見た複雑さ(フrawn)

表23a 文化六年田畑地割引圖 #8374 田

百姓名	早稲田六十歩割	下西百二十五歩割	姫鶴田二百歩1	浦沖1	浦沖2	五反田1	五反田2	沢田七十歩	残歩五十歩2	合計
善兵衛	1	1								2
善兵衛・三右衛門			1				1			2
作左衛門				1						1
喜太郎					2	4	4			10
庄左衛門・与八・喜太郎						1				1
作左衛門・藤左衛門・喜太郎						1				1
安左衛門									1	1
佐八										0
仙蔵・?										0
与八・庄左衛門										0
与左衛門・庄吉										0
伝兵衛										0
高原										0
義右衛門・重兵衛								1		1
不明								2		2
合計	1	1	1	1	2	6	5	3	1	21

史料館研究紀要 第三〇号 (一九九九年)

者全員に引圖権利を与える必要はなかったのである。原則として、屋敷地とそれに付属する畑地は同じ生産性を持つとみなされているが、実際には屋敷地と畑地は同じ自然災害のリスクを負っていたわけではない。

「下帳」の件数は多く、その一つ文政元年の両帳面には、引圖の理由のヒントがある。「下帳」「竹原畑百歩一ノ割」十五番では、「堰山統四十歩、當時田ニ相成」、「當時田ニ相成」、「竹原畑五十歩三之割」二十一番は「當時田七枚」、「下帳」だけの「麻畑三十歩一ノ割」一番には「屋敷方指引之圖、當時田ニ相成申候」という記載がある。各シエアーは引圖のシエアーである。畑から田への新田開発により、このシエアーを特別に扱っていたのではない

表23b 文化六年田畑地割引圖 #8374 畑

百姓名	麻畑三十歩1	麻畑三十歩2	新田畑六十歩割	竹原畑五十歩1(ケシ)	竹原畑五十歩2(ケシ)	竹原畑五十歩3(ケシ)	竹原畑百歩2	竹原畑五十歩1	残畑三十歩割	合計
善兵衛	3	1					1	2		7
善兵衛・三右衛門										0
作左衛門										0
喜太郎	2	2		(2)				2		6(8)
庄左衛門・与八・喜太郎										0
作左衛門・鎌左衛門・喜太郎										0
安左衛門	2									2
佐八	1									1
仙蔵・?	1									1
与八・庄左衛門	1	1								2
与左衛門・庄吉		1								1
伝兵衛			2							2
高原			1							1
義右衛門・重兵衛										0
不明					(2)	(3)	3		2	5(10)
合計	10	5	3	(2)	(2)	(3)	4	4	2	28(35)

割地制度—外から見た面白さ、中から見た複雑さ(フラウン)

かと考えられる。新田を割地対象地から除く慣習は珍しくない。もつとも、「新田割」もあるので、この畑直しは多分共同開発としての割地除外とはしなくとも、私的な開発として引圖で割地から臨時的に除外したのではないだろうか(最後の例は以上に述べた引圖・屋敷地との関係も反映する)。

引圖権利について分析すると、「支配前」の中には、何らかの不公平な区別があることがわかるが、各割の構成をより詳細にみることで、その不均等性がさらに明らかになる。原則として、村の軒前を持つ人は、各割に参加するが、実際にはそうではない。まず、山割の内、権利が前数と違うケースをみてみよう。明和五年(一七六八)「山割帳」(#八〇一〇)で、四割(「すけ沢」、

表24a 文政元年田畑地割圖替帳引圖 #8012 田

百姓名	下西百二十五歩割	下西百歩割	早稲田六十歩割	浦沖一ノ割	浦沖二ノ割	五反田一ノ割	五反田二ノ割	残歩五十歩二ノ割	合計
八兵衛	1	1			2	4	4	4	16
善兵衛			1	2					3
伝兵衛									0
合計	1	1	1	2	2	4	4	4	19

表24b 文政元年田畑地割圖替帳引圖 #8012 畑

百姓名	竹原畑百歩一ノ割	竹原畑百歩二ノ割	竹原畑五十歩三ノ割	新田六十歩三ノ割	合計
八兵衛	2			2	4
善兵衛	1	1	2		4
伝兵衛				2	2
合計	3	1	2	4	10

表25a 文政元年田畑地割下帳引圖 #8375 田

百姓名	下西百歩割	浦沖一ノ割	五反田一ノ割	五反田二ノ割	残歩五十歩二ノ割	合計
八兵衛	1		4	4	4	13
善兵衛		2				2
伝兵衛						0
伝兵衛・吉右衛門						0
榮太郎						0
佐八						0
平右衛門・直左衛門						0
庄左衛門・弥八						0
嘉七・由右衛門						0
合計	1	2	4	4	4	15

表25b 文政元年田畑地割下帳引圖 #8375 畑

百姓名	竹原畑 百歩一 ノ割	竹原畑 百歩二 ノ割	竹原畑 五十歩 三ノ割	畑六十 歩割	長瀨畑 四十五 歩割	河原残 畑四十 歩割	麻畑三 十歩一 ノ割	麻畑三 十歩二 ノ割	残畑三 十歩割	合計
八兵衛	2			2			2	2	2	10
善兵衛	1	1	2		1	1	3	1		10
伝兵衛				2						2
伝兵衛・ 吉右衛門		1								1
榮太郎							1			1
佐八							1			1
平右衛門・ 直左衛門							1			1
庄左衛門・ 弥八							1	1		2
嘉七・由 右衛門								1		1
合計	3	2	2	4	1	1	9	5	2	29

表26 天保十三年田畑地割野帳引圖 #8379 田

百姓名	早稲田六十 歩割	浦沖一ノ割	浦沖二ノ割	五反田一ノ 割	五反田二ノ 割	合計
友七	1	1				2
(友七) 惣左衛門		1				1
(啓助人) 権左衛門			2			2
高原・忠左衛門				1		1
米吉・榮二郎				1		1
(高原人) 仁兵衛				1		1
重兵衛・吉兵衛				1	1 <sup>注</sup>	2
高原・作左衛門					1	1
合計	1	2	2	4	2	11

注 「吉兵衛・十兵衛」

表27 不明 引圖 #8017 田

百姓名	浦沖割一ノ割	五反田一ノ割	五反田二ノ割	合計
不明	2	3	3	8
合計	2	3	3	8

割地制度―外から見た面白さ、中から見た複雑さ(ブラウン)

表28 不明・引關 #8264 田

百 姓 名	六十歩割	浦沖1	浦沖2	五反田1	五反田2	合 計
友七	1					1
十兵衛・吉兵衛				1	1	2
忠左衛門		1		1	1	3
栄二郎・米吉				1	1	2
啓助			2	1	1	4
合計	1	1	2	4	4	12

表29 引關が多い割の引關分布合計

田

	六十歩 (早稲 田)	浦沖1	浦沖2	五反田 1	五反田 2	下西百 歩	下西百 二十五 歩	残歩五 十歩2	姫鶴田 1	沢田七 十歩
宝暦七		1		2						2
天明元			1		3	1				
文化五								4		
文化六	1	1	2	6	5		1	1	1	3
文政元覚	1	2	2	4	4	1	1	4		
文政元下		2		4	4	1		4		
天保十三	1	2	2	4	2					
8017		2		3	3					
8264	1	1								

畑

	麻畑 三十 歩1	麻畑 三十 歩2	新田 六十歩 (畑六 十歩)	百歩 1	上西 三十 歩割	上西 2割	残歩 三十 歩割	竹原 畑五 十歩 1(ケ ン)	竹原 畑五 十歩 2(ケ ン)	竹原 畑五 十歩 3(ケ ン)	竹原 畑百 歩1	竹原 畑百 歩2	竹原 畑十 歩1	長瀧 畑四 十五 歩割	河原 畑四 十歩 割
宝暦七	4	1	2	1											
天明元					1	2	2								
文化六	10	5	3				2	(2)	(2)	(3)		4	4		
文政元覚			4				2				3	1	2		
文政元下	9	5	4								3	2	2	1	1

「久右衛門沢」、「城の沢」、「道忠沢」は十四前。十三番目の割(名なし)は八つで割っている。十四で割っている例では、「但二前引山過歩有之ニ付除之」と書かれている。この場合は、他の山で引いた土地が広いため、三つの割では十六で割り圖を引いていない。しかし、八つで割っている割では、この様な記載はない。年号不明の#八三七三の三でも林割八つで、二番目割(名なし)は七つ、かや割は十七で割っていたが、ここにも説明はない。

耕地の割地帳でも、十六前未滿の割がある(下西の割はしばしば四つで分けてあり、参加者全員が組に分かれ土地管理権を貫っているが、このようなケースは「十六前未滿」と考えていない)。宝永七年(一七一〇)の割帳でデータが完全な割だけを見ると、九シエアーは二割、四シエアーは一割、十二シエアーは二割である。同様に、宝暦六、七年(一七五六、七)の二割は六、文化六年(一八〇九)の一割「専正(カ)沢田七十・山沢よし野三十歩割」は六シエアーに分かれていた。<sup>(51)</sup>その上、割により参加者の数も異なり、宝永の「畑五十歩割」では正式に「九人組」と呼ばれても実際の参加者は六人、同十七番割は四人、「屋敷割」では正式には「すけさわ九人組」と呼ばれても実際の参加者は八人、「畑五十歩割」では、参加者七人であった。しかし、これらの数字に対して、実際に割地全体に参加した人数は少し上まわる。例えば、上述の宝暦「残歩割」で六名、「中間畑割」は六名とあるが、その年の割地参加者のリストでは十名になる。文化六年の割では、参加者リストに十九名の名前が載っている(割のセクション数が十六よりも多い場合もあるが、例外的なケース一つを除いては、参加者人数は多く通常の割の参加者数と同じ)。<sup>(52)</sup>

引圖の慣習と、一つの割地で各割の参加者数の差があること(山割・耕地割両方)は、共に不公平さの存在をイメージする。その「不公平」な慣習の中には、私的新田開発のような説明可能な事例もあり、それは結果的には、「不公平ではない」と考えられる。しかし、不公平な点全ての説明づけもできず、例えば、屋敷地「交換」のような引圖の理由が分かっても、不公平なイメージが少なくなる訳ではない。岩手村割地制度の屋敷地に対する定義が、個人の意

志による屋敷拡張を許しているならば、その不公平さはさらに広がる。これらの問題の解決は容易ではないが、明らかに不公平な面が、一番古い割地帳面(宝永期)から存続したことはいえるのである。

最後に、屋敷地に関してもう少し考えてみたい。宝永・宝暦の割地以降、屋敷割の記録は全く残されていない。その理由は、宝暦までに屋敷割に入っていた土地の一部分(あるいは大部分か)は、文政の帳面では、永久に割地に加えない土地として分類され、残りの一部分は、別の割、または新しい割に入れて交換されているからである。特殊な状況下では屋敷地として扱う必要もあつた。例えば、屋敷地の一部を適当な割に入れて引圃として扱う例や、また逆の例もある。文政元年の「下帳」には、「麻畑三十歩一ノ割」二番に、「屋敷不足二十九歩御座候、当時田三相成候百歩程有之候」という記載がある。これは引圃ではないが、「屋敷不足」分をこの割の中で貰つたのである。行間を読むことで、「適当」とされる屋敷面積が計算されていたとわかる。どのような基準で「適当」と思われる屋敷地面積を決めたかは、今の段階で不明である。

## V 結論

海外からみて、日本の割地制度の面白さには二つの点がある。一つは世界比較史としてである。割地制度と似ている制度を比較分析することにより、その類似性が表面的なものか根本的なものかを究明することに興味をそそられる。いま一つは、資源管理の視点からである。長い割地の歴史には何かその意義があるのではないかという「共有地の失敗」論争で練り広げられてきた視点である。特に割地制度におけるフリーライダー問題をどのように扱ったかを知り

たいという声が多い。

このフリーライダー問題は、日本経済史の中の農業経営の面で、非常に重要な研究課題である。近世史を取り上げる際に、その時代の石高のおおよそ三分の一に及んだ割地制度を決して無視はできない。割地制度に生まれるインセンティブ誘因の仕組み (incentive structure) —— 関係者の各々が持つ様々のインセンティブ (動機・誘因) の性格—— によって、農民個人と農村の態度は明らかに異なり、また、インセンティブ構造により、藩政策として割地をいかに実施するかが決まる。このインセンティブ構造は経済的な意義だけではなく、社会的、政治的な意義をも持つ。経済史的側面から捉えるのであれば、単にフリーライダーの問題に止まらず、農業の商業化、特に投資を必要とする新しい農作物の生産に際して意味を持つ。割地の様々なパターンを検討し分類することは、その基礎的な作業である。

同時に、割地制度の多目的性と柔軟性を考えることも有意義である。割地制度の実施は必ずしも自然災害との関係に限らない。これまで様々の例を挙げ、社会福祉 (岡山県熊山町、新潟県十日町市)、藩の目的 (薩摩藩、藤堂藩)、特殊な状況 (沖縄県九高島) について述べてきた。近世村請制がなくなった明治維新以降の割地制 (たとえば新潟県の数百ヶ村や岡山県熊山町) も、割地の多目的制をあらわす。たとえ自然状況と関係がある場合でも、一度取り決めた割地制度にあらたな方法を取り入れ、自然環境と土地変化の問題に対応しているケースを見た (分水町と吉川町地方)。岩手村の割地帳面の分析でも、自然状況と割地制度との決定的な因果関係を証明することはできなかったが、関係があるとすれば、やはりそれはかなり微妙な土地変化によるものであると考えられる。割地期間と割の面積変化の分析において、自然災害の影響ははつきりとはあらわれていなかった。割地を実施する村と自然条件との関係が単純ではないことがわかる。

以上、割地の多目的性、柔軟性、フリーライダーと経営判断は、近世・近現代の村の自律性および各農家の経済選

扱の可能性を促すのである。割地の三つの型——村型、藩村型と藩型——により、フリーライダーへの刺激と可能性は異なる。村型の割地では、農民自身が制度を作りあげ管理した。<sup>(5)</sup>直接検討できなかったが、オストラム氏も指摘するように、この社会下部のレベルで共有地制度を実施するのが一番効果的で、フリーライダー問題を一番少なくする可能性がある。加賀藩の例で見たように、藩村型割地制でも、村の自律性が制度へ与える影響はかなり大きいものであった。藩の権力が圧倒的と思われる藩型割地制にあつても村の自律性が時に現れたのである。極端な例として藤堂藩の寛政一揆を簡単に検討してきたが、加賀藩における二十年毎の最長割替え期間の政策に対する農村の抵抗は同じことを物語っている。

特に村型割地制度が多かつた越後国では、割地慣行に多様性がある。また、岩手村の割地帳面の分析では、越後国割地制度の代表的なイメージとはかけ離れた慣行が見うけられた。村の割地慣行を直接説明する文書はないが、割地帳面と地図の分析を通して、割替え期間、割の面積の変化、対象地の種類、特殊な権利と参加者を検討してきた。普通の割地イメージ——自然災害を公平に分割し、参加者は持高に応じて各割に圃を公平に引く、など——に対して、岩手村の慣行はかなり違つており、戸惑いを感じる。

例えば、割の変更（面積、土地の分類）に関しては、最初の宝永—宝暦の期間を除いて、制度の発展としてはつきり見られる変化は、水田ではなく、畑に関係してであつた（割数の違い、引圃の数、歩数の変更、新しい割名の発展等々）。通説のイメージと違い、洪水など自然災害との間に一定の直接的関係が確かめられない上、割地を定期的を実施することの証明もできなかった。宝永—宝暦期の帳面では、中心である田圃割の変化は乏しく、宝暦期以降の変化は土地が狭い田割に限られたのである。畑割の変化は田よりも多いとはいえ、やはり狭い面積の畑割における変化に限られている。割面積自体の変化が乏しい場合でも、割替えは多く実施されたが、はつきりした自然状況の変化もない、

十八世紀―十九世紀を通して割替え期間も一定していなかった。十八世紀の帳面では、およそ十年毎の割替え期間が見られたが、十九世紀に入りこのパターンは消滅している。実際、部分的に割り替えたことを示す史料はかなりあるが、全村・全耕地を扱う帳面は少なく、山割の史料も同じ傾向にある。この傾向を見ると、割地制度に関して紛争が多くなって、岩手村の割地制度は十九世紀半ばで崩れてきた印象がある。

分析した岩手村のデータは、洪水や損地の発生がないことを意味するものではない。山と高い所に位置する畑における割の変化が田より多いことは、自然的不安定要因としては、洪水ではなく、山崩れや地滑りの可能性が高い。事実、佐藤家文書中には、損地と関係ある史料がかなり残されている。つまり、岩手村では、損害を割地だけで処理するのではなく、他の方法も用いたのである。どの状況で割地を実施し、どの状況で別の方法によったかという問題は今後の研究課題であるが、いずれにせよ右の事実は、割地と自然状況とがどういふ関係にあるかという問題を深める大切なデータである。

また、割の変更と関連する問題として、割地内の土地面積の測量と農民の認識を検討した。土地の測量を正確に実施しているところは確かにあるが、そうでない印象もかなり強く受ける。各割を縄張りして測量するのは必ずしも割地を実施する過程のものではない。土地の生産性を考慮し、各割内のシェアを決めたのである。農民が単に曖昧な軒前制度によって土地を扱ったのではない。つまり、土地面積は常に十分に掌握されており、特に屋敷地に関しては、細かい単位を記載していることから、明らかに土地測量をしたことがわかる。土地の面積とその生産性の両者を考慮したのである。また、年により土地の割り方が違い、十八世紀には、中心となる田圃の割は決められていたが、その他の田、畑、残歩、屋敷地の扱い方に関しては違いがかなりあった。

岩手村の割地制の公平さも論じた。原則として、各割は、軒前数に分け、軒前所有に従い参加者に土地を分配した。

しかし、岩手村では、十六軒前で割られていない割や、軒前を持つている人全員が参加していない割もあった。それらは中心となる田圃ではないが、それでも「支配前」の不均等性を意味する。その上、屋敷地は確立されていたが、屋敷数が軒前数と関係なしに売買されるならば、さらに不均等性が強まる。最後に、割内の特定シェアを割替えから除外する引圖の権利は、かなり広く分布した年もあるが、持高に比例して割地参加者全員が持っていたわけではない。引圖は一部の者が持つ特殊な権利であり、その年により引圖の件数は異なり、場所と引圖権利所有者も違っていた。この慣行も不均等な感じがある。

以上のようなことを考えると、長く続いた岩手村の割地制度の中に、特殊な権利関係が、特に畑、屋敷地と山割に關して、広くあったといえる。その理由として、一つの可能性は、引圖の権利と屋敷の特殊権利は、村役人の給料の一部分と考えられ、ある特別な人の手に渡ったのではないだろうか。このような役人の特権は、越後国では珍しくはなかった。しかし、そのような特別な権利を持つ人の数はかなりの数になり、引圖の権利だけに限られない問題である。各割の参加者数の多少の問題もあり、今後はさらに広い原因・理由を究明する必要がある。山畑が度々耕地の割地に含められても、山の一部分は、宝永以前から耕地とは別に扱われており、江戸初期からの本家だけが持つ権利の可能性が高い。その上、いうまでもなく、山と畑は生産性が低いところであり、極端な話にならない限り、特殊な権利と不公平さの存在を我慢する考え方もあったのではないだろうか。岡山県山間地や熊山町のように、昭和四十年代まで焼畑や割地が続けられていた所で筆者が行った聞き取り調査では、しばしばこのような態度を思わせる発言があった。<sup>(5)</sup> 現時点では、推測の域を出ない。

最後に、岩手村の割地慣行とフリーライダー問題の關連については、直接検討できなかった。割地帳面だけではフリーライダーと農民の経済的インセンティブのような問題との關係を分析するのは難しく、しかも、特殊な権利の存

在と動きは、この問題の研究をさらに複雑にする。今後この問題の解明の糸口となる他の史料の分析が必要であろう。その点で本研究は未熟な研究であるが、御批判、御叱正をいただきたい。

注

- (1) 古島敏雄「割地に関する文献」『農業経済研究』十六の四  
(一九三九年) 百三十四～百五十二頁、青野春水「日本近  
世割地制史の研究」(雄山閣、一九八二年)。

(2) 注1参照。

- (3) 例外的なケースとして、安良城盛昭「琉球における地割  
制度の起源と変換(上、下)」大阪府立大学「人文社会学」  
二九(一九八二年三月)、四九～五八頁、三十一(一九八三  
年三月) 四一～五八頁、児玉幸多他「陸奥の地割制度と  
経済事情」豊田武教授還暦記念会編「日本近世史の地方  
的展開」(吉川弘文館、一九七三年)、原昭午「加賀藩の  
『田地割』制度について」徳川林制史研究所『研究紀要』  
(一九七二年)が挙げられる。

- (4) 筆者の論文だけがある。主に“Feudal Remnants” and  
Tenant Power: The Case of Niigata, Japan in the  
Nineteenth and Early Twentieth Centuries.” *Peasant*

*Studies* 15:1 (Fall, 1987) 1～116頁。“Dividing the  
Land: Corporate Agricultural Landholding as an  
Expression of Japanese Conceptions of Parity and  
Equity.” *Kyoto Conference on Japanese Studies*  
(International Research Center for Japanese Studies,  
Kyoto, Japan, and the Japan Foundation: 1996) 第三卷  
七十四～八十一頁。“State, Cultivator, Land:  
Determination of Land Tenures in Early Modern Japan  
Reconsidered.” *Journal of Asian Studies* 56:2 (May, 1997)  
四百二十一～四百四十四頁。(研究ノート)「割地制度の  
新しい視点へ」『京都産業大学日本文化研究紀要』第二号  
(一九九七年三月)、百六十九～百七十九頁。

- (5) Bruce M.S. Campbell and Ricardo A. Godoy,  
“Commonfield Agriculture: The Andes and Medieval  
England Compared.” Daniel Bromley, David Feeny, et al  
編 *Making the Commons Work* (San Francisco, CA:

Institute of Contemporary Studies, 1992) 九十九～百一

十七頁は、イギリスとベルギーの例を比較する。

- (9) Garrett Hardin, "The Tragedy of the Commons," *Science* 162 (1968) 一三四三～三四八頁。また、Bruce A. Ackerman編 *Economic Foundations of Property Law* (Boston, Toronto: Little, Brown Company, 1975) 二一～三十一頁。
- (7) Ackerman編「前掲書」九頁。
- (8) Richard Posner, "Economic Analysis of Property Law," Ackerman編「前掲書」十二頁。中央政府の管理の原価説を放送局に対する権利分析によって論じている。十四～十五頁参照。
- (6) Daniel W. Bromley, "The Commons, Property, and Common Property Regimes," Bromley, et al編 *Making the Commons Work*, 三～四頁。Elinor Ostrom, *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action* (Cambridge, New York, Port Chester, Melbourne, Sydney: Cambridge University Press, 1990) 一、十四頁。
- (10) Ostrom「前掲書」八～十三頁で、両方の前提により経済学者の政策アドバイスの批判的なサマリーを参照。
- (11) Daniel Bromley, David Feeny, Jere Gilles, Margaret McKean, Ronald Oakeron, Elinor Ostrom, Pauline Peters, C. Ford Runge and James Thomson編 *Proceedings of the Conference on Common Property Resource Management, April 21-26, 1985, Annapolis, MD* (Washington, DC: National Academy of Sciences, 1986) は画期的な論文集である。
- (12) Ostrom「前掲書」八～十五、二十一～二十八頁。
- (13) 青野春水「前掲書」十九頁以下。
- (14) この史料館共同研究セミナーで準備した原稿には、この類型が入っていた。
- (15) 高沢裕一「割地制度と近世的村落——割地制度研究に関する覚書」『金沢大学経済論集』第六号(一九六七年)百二十五～百四十二頁。
- (16) 寛永八年の藩法による。前田家編輯部編「加賀藩史料」(清文堂、一九七〇年、復刻版)Ⅲ、六百三十四頁。寛政期までは、政策変更なし。
- (17) 礪波市史編纂委員会編「礪波市史」(礪波市役所、一九六七年)三百七十一頁。

(18) この事件の説明は、深谷克己「寛政期の藤堂藩」三重県

郷土資料叢書第十七集(三重県津市、三重県郷土資料刊行会、一九六九年)二百二十三―二百四十三頁による。

(19) 勤農策として割地を実施するのが目的である松山藩のケースが挙げられる。青野「前掲書」三百五十頁。

(20) 青野「前掲書」二百九十五―二百九十六、三百十七頁、と三百十八頁「注」は宇和島藩、三百六十三―三百六十六頁は松山藩。

(21) 青野「前掲書」二百七十九―二百八十頁。

(22) 青野「前掲書」第五章二節で分析している。

(23) 一九九三年秋、一九九四年冬、熊山町、長岡市、十日町市における筆者の聞き取り調査による。

(24) 村の中では、階層により、割地をめぐる利害が発生して争論があった。

(25) 高沢裕一「前掲論文」も自然変更を重視している。

(26) 中田薫「越後国割地制度」『国家学会雑誌』第十八巻第二百五号(一九〇四年三月)、四十五頁、他。

(27) 牧野信之助「割地起源論」『国家学会雑誌』第二五巻第四号(一九一一年)、栃内礼次「旧加賀藩田地割制度」壬生書院(一九三六年)、など。

(28) 青野「前掲書」四百四頁。

(29) 首沼龍弥文書、整理番号F五九―ST―三〇四二、新潟県立文書館。

(30) 星野家文書、整理番号VIの十、B五の七、一五二―四四四七、新潟県吉川町教育委員会所有。

(31) 同右。

(32) その他、家あるいは人当たりの例として、越後国古志郡東中野俣村、同国同郡西中野俣村、彦岐国、常陸国行方郡せ潮来町二重谷と津島藩の例が挙げられる(高沢裕一

「前掲論文」百三十二頁)。高沢氏はこの現象を近世初期の中世的な土豪である一人百姓村構成と関連付け(同論文百三十三頁)、近世的村落共同体が成立していない「耕地・村においてみられたと推測され(中略)いずれも後進地ないし特殊地域の例」(百三十四頁)と結論する。村型の割地でもそのような関係が出てくる可能性があるかも知れないが、薩摩藩(文禄三年の検地と共に藩政策による実施)と九高島(特別な経済状況、以下参照)のような場合は違う。百三十四頁の彦岐のケースの説明は藤堂藩とよく似ているそうである。

(33) この八分島地域の歴史は複雑である。山間を流れる信濃

川のそばで、何回も開發しては流失した所で、安政二年には高の少ない人に優先的に小作権を与え、一部分が村持ちになった。慶応四年には、全部が村持ちとなった。

地租改正中は個人所有地として登録されたが、実際には村の共有地として管理した(安永二年島田桂市家文書#

二の五〇七「為立替申約定証文之事」、同年島田桂市家文

書#二の五〇四「為立替申念書之事」、斉木重正家文書慶

応四年八月「覚」、島田桂市家文書#二の七六五「明治八

年九月村中入会地対談帳」、保坂正孝家文書#一二四「家

分島開墾地改定約」明治十四年十二月十七日。以上全て

部新潟県十日町市立博物館内十日町市史編纂室所管)。

(34) 高沢裕「前掲論文」百四十頁では、自然状況がきびし

い後進地帯で、明治以降に割地が残る傾向があることを

説明している。そのケースは否定できないが、九高島、

十日町市と熊山町清力字のようなどころではまた違い、

目的は自然災害保険ではない。

(35) 舟橋明宏「村落構造とその変容——割地と小作地経営を

めぐって」渡辺尚志編「近世米作単作地帯の村落社会——

越後国岩手村佐藤家文書の研究」(東京、岩田書院、一

九九五年) 二一〇—二二六頁、高沢裕「地主形成期

の小作経営について」読史会創立五十年記念「国史論集」(京都、一九七九年) 千八百八十九—千二百八頁。

(36) 高沢裕「前掲「割地制度と近世的村落」百三十七頁は、中頸城郡所山田村の藩により創設された割地例を示している。

(37) 舟橋「前掲論文」二百四頁。

(38) 高沢裕「前掲「割地制度と近世的村落」、百四十頁。

(39) 高沢裕「前掲「地主形成期の小作経営について」千九百十頁。

(40) 高沢氏や舟橋氏の研究でも、このような史料を見つけたわけではない。

(41) 明和三年、安永四年及び寛政三年の割地については、文化六年「田畑地割下帳」のおよそ四十番目のセクション

(割ではない、様々の状況を説明するところである) に記載があり、文化四年は文政元年「下帳」の「竹原五十歩割」に載ったものである。

(42) 延享期以後の三十五歩以上のケースは次の通りである。

①宝暦の「浦沖」二番「島くらへ六十歩飛」、同二割四番

「島くらへ六十歩飛」、同十六番「四十歩土手上二而附る」、

同文書「百歩割」十二と十三番に「杉の木五十歩」、「新

田二而七十歩竿不入、同割十六番「鳥くらこしじ、かもくくり三十歩、七十歩」。同文書で「残歩」は殆ど歩数で記録し大きい数値が出る。

②天明元年「かもくぐり割」二番「外(中略)八左衛門向七十歩」、同「五反田割」二番「外島倉へ七十歩飛田式枚」。

③文化六年「浦沖二ノ割」一番「外四十歩六枚」、「沢田割」十五番「三枚四十分」。

④文政元年「くじ帳」と「下帳」「浦沖二ノ割」一番「外四十歩長濶突掛へ飛」、同「五反田一ノ割」一番「半反八枚文道坂」、二番「外七十歩島倉飛」、同「沢田」十五番「三枚四十歩」、同十六番「四枚三十五歩」。

⑤天保三年「姫鶴田一の割」四番「長とろ八十歩飛田五枚」、「浦沖二ノ割」一番「外二十四歩長濶突懸飛」、「鴨漕」二番「孫左衛門蔵向へ式枚同人向け七十歩道場一枚」、同「二ノ割」十一、十四番「半反文道坂」、浦沢半反十枚」と「普沢半反田十一枚」、「五反田一割」二番「外七十歩島倉飛」、「沢田」十五、十六番「四十分行清水」と「三十五歩杉ノ木田四枚三十五分」。

⑥#六九五四「横枕」の割「七番」江南百歩、北四十歩、

割地制度十外から見た面白さ、中から見た複雑さ(ブラウン)

「五反田一ノ割」二番「外島倉へ七十歩飛」、「姫鶴田一ノ割」四番「外百十分長とろへ飛式枚」。

⑦#八〇〇七「鴨くぐり一割三百三十歩」となっているが、十二、十五と十六番それぞれ三百五十五、三百六十、三百八十歩が「歩過」である。「鬼谷割」十番には「長とろへ飛小(カ)田(カ)なか清水尻九十歩二百四十歩長とろ下内六枚ハ清水尻へとひ」と書かれている。

しかし、以上の例は数多くみえても、三十歩未満の例が一般的である。

(43) この点は、検地の土地測量原則と似ているところがある。Philip C. Brown, "A Case of 'Failed' Technology Transfer: Land Survey Technology in Early Modern Japan." *Senri Ethnological Studies* 46, *Japanese Civilization in the Modern World X: Technology* (1998) 八十三〜九十七頁。"The Mismeasure of Land: Land Surveying in the Tokugawa Period." *Monumenta Nipponica* 42:2 (Summer, 1987) 百十五〜百五十五頁。"Never the Twain Shall Meet: European and Japanese Land Survey Techniques in Tokugawa Japan." *Chinese Science* 9 (1989) 五十三〜七十九頁参照。

(44) 同年の文書では、三割が記載されている。#八三七七、#八三七八参照。

(45) 宝暦六〇七年割帳で、浦沖一割二番「百歩割」十三番に「新田二而七拾歩竿不入」と記録されている。

(46) 舟橋前掲論文は、「名・高基準小作地の場合は、地主が、前数と入立米と支配人だけを把握しており、自分の持分であるにもかかわらず場所や面積について全く分からない」(二百十二頁)と結論しているが、筆者の分析から、地主は、少なくとも面積は把握していたと考える。

(47) 二百三十六〜二百三十七頁。

(48) 表17に表記できない主な違いは表19と20に記載した。各帳面の割数と含まれている割名は違う。共通している割でも「下帳」の説明・備考はより詳しい。共通している割でも、内容(例えば、所有者の名前)は違う場合がある。引圖の件数も違う。両帳面の相違点の説明はできていない。

(49) 舟橋氏は前掲論文の分析で、佐藤家は、田割の内、特に「早稲田割」と「姫鶴田割」に経営権を集約したと述べている。しかし、引圖所有だけでその結果がもたらされたわけではない。佐藤家は自家と特別な関係がある軒前所

有者と土地を交換している。この点で面白いのは、表21の25で「早稲田割」の引圖は少なく、「姫鶴田」の引圖は一つしかないことである。

(50) 岩手村の代表的な帳面に引圖が正しく記録してあるか否か、少し疑問がある。文政元年の帳面が二冊あるが、引圖の数は違う。両帳面のそれぞれの対象地は違うが、両帳面にある割だけを計算すると、「下帳」の引圖件数は二十七件(合計セクシヨン数四百三セクシヨンの内、六七%)、「覚帳」の引圖間数は二十六件(四百二十セクシヨンの内、六・二%)。「下帳」によれば、全体として、割地参加者の三分の一程度は、ある程度引圖権利を持っていた。それは「覚帳」よりもかなり多い数である。なぜこの差が生じているのか、今の段階では不明である。

(51) 宝永七年「五十歩割」は九、第十七番目の割は四、「屋敷歩割」は九(「すけさわ」)、「畑五十歩割」は十二シエア。宝暦六〇七年の「残歩」が六、「中間畑」が六、文化六年の「専正(カ)沢田七十・山沢よし野三十歩割」は六。(52) #八〇〇八「六十歩割」、文政元年両帳面「竹原五十歩三ノ割」と「畑(新田)六十歩割」、文化六年「新田畑六十歩割」と「竹原畑五十歩一ノ割」、宝暦「屋敷割」(例外

的なケース」と「新田六十歩割」を参照。

(53) 村内で、割地に関する争論がおこり、訴えを藩当局に提出したところ、藩はそれまでの村慣習を検討した上で村出入りを解決した。

(54) 筆者が一九九三年秋、岡山県熊山町と岡山県山間部で行った調査による。

〈付記〉なお、本稿執筆にあたっては、次の方々からご助言・ご助力を得ている。共同研究会で報告した際には、参加者全員からコメントを頂き、特に高澤裕一・松永靖夫・渡辺浩一の諸氏からは、原稿作成の段階で有益な御批判を得た。安藤正人氏は初稿校正を、谷口眞子氏は原稿訂正の労をとって下さった。また日本滞在中、山田哲好・福田千鶴・青木睦氏をはじめ史料館のスタッフには、研究を進める環境を整えて頂いた。ここに記して感謝の意を表します。